

望ましい環境の保全と創造をめざして

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）

環境審議会答申への対応と
次年度の施策展開（令和元年度版）

平成30年度に実施した取り組みの評価と令和2年度の施策展開

① 

② ~~オギとススキ~~
オギとススキ

③ 上のほうから(は)の
オギとススキが
はらう

④ しんできたがら

2018年11月18日(日)
てんき

① しんまん 束まがえる
② とくちから みどりいろ
③ みを まもるため
2019年7月13日(土) てんき



★ナナホシテントウ

(持ち上り)
黒い点が7つある。
体長は5~8mm
アブラムシを食べてくれる。
益虫
山から街に飛来して生息する。
なぜこのような特徴があるのか?
どくがあるからほど大丈夫





① ショウビタキ

② 白い毛がある
しっぽがなにかい

③ はんしよくするため
しっぽがなにかいのははが
なるとため

2019年12月15日
てんき

※生きものの絵、生きものの特徴、なぜその特徴があるのかを描いていただきました。

令和2年3月
茅ヶ崎市

はじめに

本市では、世界的な情勢や国の動向、環境施策に関する動きの変化に対応するため、自然環境や生物多様性の保全、資源循環型社会や低炭素社会の構築を軸とした計画として、平成 23 年 3 月に「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)」を策定しました。計画の進行管理の仕組みとして、市では、前年度に実施した重点施策の取り組み状況を「進捗状況報告書」にて公表し、市民の皆様からの御意見をお伺いしたうえで、環境審議会への諮問を行い、答申として御意見をいただいております。本書は環境審議会の答申を踏まえて市が検討した令和 2 年度の環境施策の取り組み内容をお示しするものです。

現計画は令和 2 年度までを計画期間としており、令和元年度からは新たな計画の策定に向けた本格的な検討を行っています。新計画の策定にあたりましても市民参加を進め、各主体の合意に基づく計画づくりを進めてまいりますので、一層の御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 3 月

茅ヶ崎市長 佐藤 光

表紙：「里山はっけん隊！」

次世代を担う子どもたちが貴重な自然環境に親しみ、自然を守っていくことの大切さを認識する機会の提供として、(公財)神奈川県公園協会と市民団体「柳谷の自然に学ぶ会」の皆様にご協力いただきながら平成 20 年より実施している事業です。

表紙の絵は、参加者の皆さんが当日に「はっけん！」した動植物の「特徴」について着目して描いたものです。

目次

I. 平成 30 年度における目標の達成状況及び重点施策の進捗状況に対する評価と 令和 2 年度の施策展開	3
1 体系図	4
2 目標と実績(総括表)	6
3 重点施策の進捗状況に対する評価(総括表)	8
4 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の進行管理について	10
凡例	12
テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全	13
1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立	
1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	
テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	28
2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	
2.2 生物多様性の保全方針の策定	
テーマ 3 資源循環型社会の構築	33
3.1 4R の推進	
3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	
テーマ 4 低炭素社会の構築	41
4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	
4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	
テーマ 5 計画を確実に進めていくための人づくり	49
5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	
5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	
5.3 学校における環境教育の充実	
II. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(令和元年度版)に対する答申	59
III. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(令和元年度版)に対する 市民意見及び市の考え方	77
(参考) 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)目標・重点施策の見直し内容一覧	

I . 平成 30 年度における目標の達成状況及び 重点施策の進捗状況に対する評価と 令和 2 年度の施策展開

茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)では、1 年間の取り組みを振り返り、その結果を次年度以降に確実に活かしていくため、重点施策に焦点を絞った迅速な評価と課題の抽出を行い、次年度以降に取り組むべき事項を検討することとしています。

本章では、令和元年 6 月に「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書」にて報告した平成 30 年度の取り組み状況に対する茅ヶ崎市環境審議会からの評価を踏まえて、市が検討した令和 2 年度の施策展開の内容をお示ししています。

1 体系図

テーマ	施策の柱	目標
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	<ol style="list-style-type: none"> 1 コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。 2 各コア地域の自然環境を保全するため、令和2年度(2020年度)までに、コア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	<ol style="list-style-type: none"> 3 緑被面積(人工草地を除く)を令和2年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します。 4 経営耕地面積を令和2年度(2020年度)時点で348haを目標とします。
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	<ol style="list-style-type: none"> 5 平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。 6 保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	<ol style="list-style-type: none"> 7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を令和2年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。 8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを令和2年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	<ol style="list-style-type: none"> 9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和2年度(2020年度)までに614gにします。 10 リサイクル率を令和2年度(2020年度)までに27.0%にします。
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	<ol style="list-style-type: none"> 11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、令和2年度(2020年度)までに90店舗にします。 12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、令和2年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。 13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力を増やします。
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	<ol style="list-style-type: none"> 14 市域のCO₂排出量を令和2年度(2020年度)までに約1,492千tCO₂(平成2年度(1990年度)の約80%)にします。 15 エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	<ol style="list-style-type: none"> 16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を令和2年度(2020年度)までに455.5回にします。
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	<ol style="list-style-type: none"> 17 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	<ol style="list-style-type: none"> 18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。
	5.3 学校における環境教育の充実	<ol style="list-style-type: none"> 19 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

(※)コア地域:「茅ヶ崎市自然環境評価調査」において特に重要な地域として挙げた清水谷、平太夫新田、赤羽根十三区、
しみずやと へいだゆうしんでん あかばねじゅうさんす
ながやと なめがや やなぎやと やなぎしま
 長谷、行谷、柳谷、柳島の7地域のこと。

重点施策	重点施策の推進を支え、補完する施策
1 コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理体制の作成・実施 2 財政担保システムの確立 3～12 各コア地域における施策	1.1(1)コア地域の保全に向けた地域指定と活動への参加の促進
13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生 14 農業支援による農地の保全・再生 15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮	1.2(1)コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化 1.2(2)農地の多面的機能を考慮した保全・再生と農業の促進 1.2(3)水環境の保全 1.2(4)歴史的・文化的遺産の保全・活用
16 自然環境の保全に向けた条例の制定 17 保全すべき地域の指定 18 自然環境庁内会議の効果的な運用	2.1(1)自然環境に配慮した土地利用の誘導 2.1(2)快適で安全な住環境の確保
19 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成	2.2(1)動植物の生育・生息環境の保全 2.2(2)海岸の自然環境の保全
21 リフューズ(要らないものを買わない・断る) 22 リデュース(ごみの排出を抑制する) 23 リユース(繰り返し使う) 24 リサイクル(資源として再生利用する)	3.1(1)4Rの推進に向けた既存の取り組み等の継続 3.1(2)適正なごみの排出・収集・処理ときれいなまちづくり
25 地産地消の推進 26 環境に配慮した農業の普及促進	3.2(1)地域資源を活かした農水産業の推進 3.2(2)環境に配慮した農業の普及啓発
27 情報発信・啓発活動の推進 28 家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援 29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	4.1(1)市民・事業者における取り組みの支援 4.1(2)市における率先的な取り組み
30 乗合交通の利便性向上 31 徒歩・自転車利用の促進	4.2(1)自動車の走行に伴う環境負荷の低減
32 庁内の環境意識の向上 33 庁内における人材育成	5.1(1) 市における環境配慮の取り組みの推進
34 意識啓発・人材育成 35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	5.2(1)市民への情報提供や市民参加による意識啓発の推進 5.2(2)事業活動に伴う環境負荷の低減 5.2(3)環境に関する活動の支援
36 地域と連携した環境教育 37 学校における取り組みの支援	5.3(1)学校における環境教育の推進

本計画では令和2年度を目標年度として、平成23年度より各種施策を実施しています。目標と重点施策については、達成状況の確認や社会状況・情勢の変化を踏まえた妥当性等の検証を行い、必要に応じて計画期間中においても変更を行います。これまでの目標・重点施策の見直し内容一覧については、巻末の「(参考)茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」を御参照ください。

2 目標と実績(総括表)

テーマ	施策の柱	令和2年(2020年)までの目標	数値目標	実績値	担当課
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	1 コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。	—	平成27～29年度実施	景観みどり課
		2 各コア地域の自然環境を保全するため、令和2年度(2020年度)までに、コア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。	—	一部達成	景観みどり課
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	3 緑被面積(人工草地を除く)を令和2年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します(*)。 * 緑被面積(人工草地を除く)は、平成5年度(1993年度)には市域の35.2%(約1,259ha)でしたが、平成17年度(2005年度)には市域の31.0%(約1,109ha)となっています。このまま推移すると令和2年度(2020年度)には、市域の25.8%(約923ha)程度まで減少することが予想されます。	28.5%	26.3% (平成27年度)	景観みどり課
		4 経営耕地面積を令和2年度(2020年度)時点で348haを目標とします。(*) * 平成19年度(2007年度)の経営耕地面積は387haであり、このまま推移すると令和2年度(2020年度)には、335ha程度まで減少することが予想されます。	348ha	348ha (平成29年度)	農業水産課
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	5 平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。	—	平成29年4月施行	景観みどり課
		6 保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。	—	特別緑地保全地区2地区指定済み	景観みどり課
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を令和2年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。	—	平成31年3月策定	景観みどり課
		8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを令和2年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。	—	未作成	
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和2年度(2020年度)までに614gにします。	614g	631g (平成30年度)	資源循環課
		10 リサイクル率を令和2年度(2020年度)までに27.0%にします。	27.0%	22.1% (平成30年度)	資源循環課
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、令和2年度(2020年度)までに90店舗にします。	90店舗	41店舗 (平成30年度)	農業水産課
		12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、令和2年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。	15品目以上	15品目 (平成30年度)	学務課
		13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。	—	—	農業水産課

テーマ	施策の柱	令和2年(2020年)までの目標	数値目標	実績値	担当課
テーマ4 低炭素社会 の構築	4.1 「茅ヶ崎市 地球温暖化 対策実行計 画」の推進	14 市域のCO ₂ 排出量を令和2年度(2020年 度)までに約1,492千tCO ₂ (平成2年度(1990 年度)の約80%)にします。	約1,492千tCO ₂	約1,971千tCO ₂ (平成29年度 暫定値)	環境政策課
		15 エネルギー使用量の削減に取り組んだ家 庭・事業者の数を増やします。	—	—	環境政策課
	4.2 交通行政に おける温室 効果ガスの 排出削減	16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数 を令和2年度(2020年度)までに455.5回に します。	455.5回	446.4回 (平成29年度)	都市政策課
テーマ5 計画を確実に 進めていく ための人 づくり	5.1 本計画推進 のための庁 内における 環境意識の 向上と人材 育成	17 庁内における環境意識の向上を図るため に、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステ ムの周知啓発を徹底するとともに、生物多 様性や地球温暖化問題に関する庁内での 学習の機会を積極的に提供します。また、 研修への参加、先進的取り組みを行って いる自治体等への視察を積極的に実施し ます。	—	—	環境政策課/ 景観みどり課
	5.2 市民・事業 者の環境意 識啓発・人 材育成、活 動の支援	18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関 する活動への参加者数等を増やします。	—	—	環境政策課
	5.3 学校におけ る環境教育 の充実	19 各学校と地域との連携による環境教育を 充実させ、地域資源を活用した環境学習 の回数を増やしていくとともに、スクールエ コアクションの導入による各学校での環境 活動を継続的に実践していきます。	—	—	環境政策課

※「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(令和元年度版)」(令和元年6月発行)においては、目標14の実績値を「約1,589千tCO₂(平成28年度暫定値)」としていましたが、平成29年度暫定値が算出されたため更新しています。

3 重点施策の進捗状況に対する評価(総括表)

評価基準: A=極めて順調に進んでいる B=おおむね順調に進んでいる

C=ある程度進んでいる D=あまり進んでいない

E=積極的な取り組みが必要 - =取り組みなし(評価不能)

(*) 施策実施担当課については、実際に施策の推進状況を確認する中で取り組みを実施している課を掲載しており、「環境基本計画(2011年版)」に掲載している担当課とは異なる場合があります。

テーマ	施策の柱	重点施策	施策実施担当課 (※) (太字は担当課)	市による 評価	茅ヶ崎市環 境審議会に よる評価	ページ	
テーマ1 特に重要 度の高い 自然環境 の保全	1.1 コア地域の保 全管理体制、 財政担保シス テムの確立	1 コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施	景観みどり課 公園緑地課	C	C	p14	
		2 財政担保システムの確立	景観みどり課	C	C	p15	
		3 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】	景観みどり課 公園緑地課 下水道河川建設課 教育政策課 青少年課	C	D	p16	
		4 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】					
		5 現存する水害防備保安林及び移植樹林の保全管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】	広域事業政策課 環境政策課 景観みどり課	C	D	p18	
		6 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】					
		7 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三図】	景観みどり課	B	C	p19	
		8 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等)を要望していきます。【長谷】	景観みどり課	D	D	p20	
		9 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】	広域事業政策課 農業水産課 景観みどり課 下水道河川建設課	C	D	p21	
		10 県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】	広域事業政策課 環境政策課 衛生課 景観みどり課	C	B	p22	
		11 家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】					
		12 海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】	農業水産課 景観みどり課 公園緑地課	C	C	p23	
		1.2 コア地域をつ なぐみどりの 保全と再生	13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生	農業水産課 景観みどり課 公園緑地課 下水道河川建設課 社会教育課	C	C	p25
		14 農業支援による農地の保全・再生	農業水産課	B	B	p27	
		15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮					

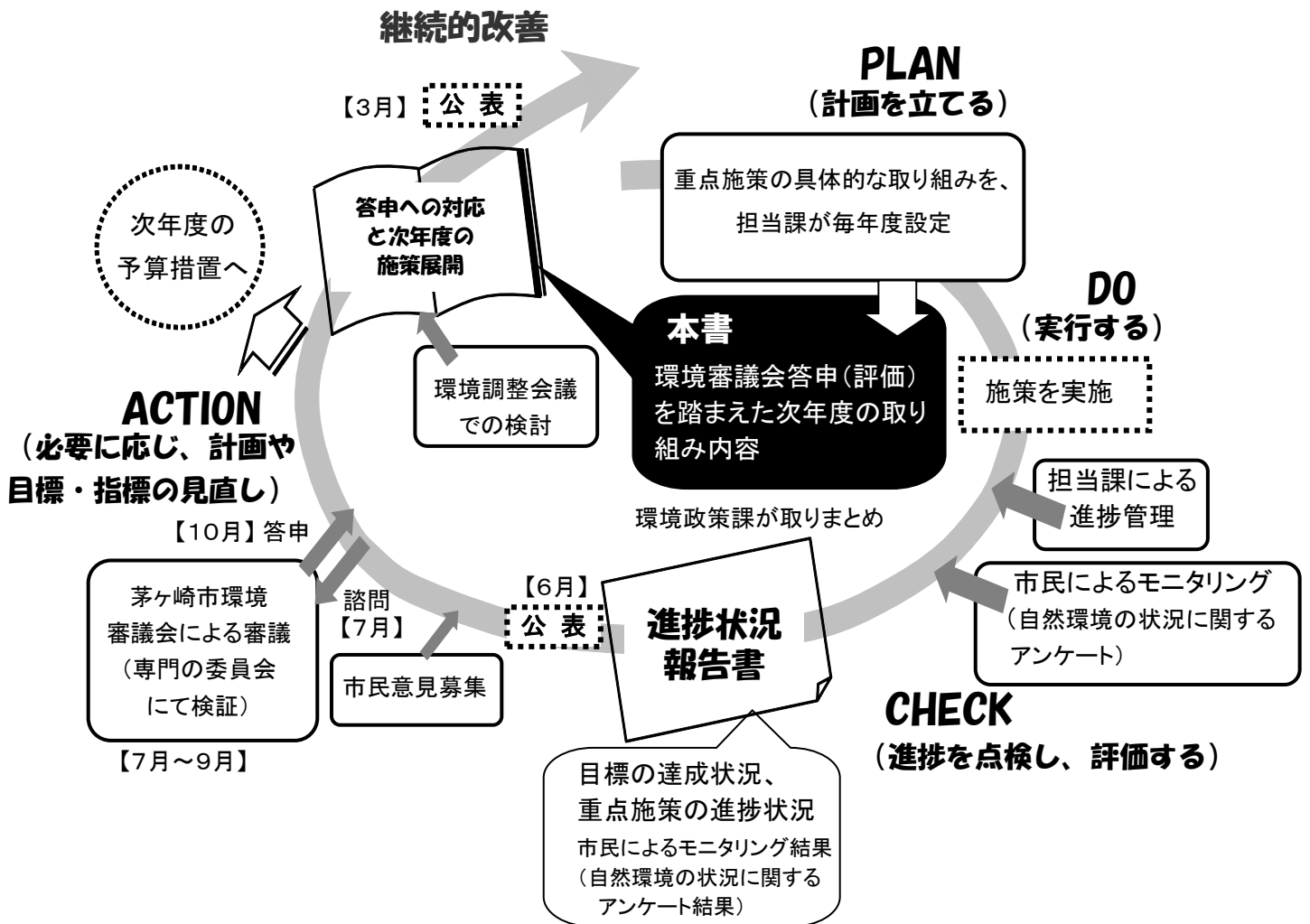
テーマ	施策の柱	重点施策	施策実施担当課 (※) (太字は担当課)	市による 評価	茅ヶ崎市環 境審議会に よる評価	ページ
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	16 自然環境の保全に向けた条例の制定	環境政策課 景観みどり課	B	C	p29
		17 保全すべき地域の指定				
		18 自然環境庁内会議の効果的な運用	景観みどり課	C	C	p30
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	19 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	景観みどり課	B	C	p32
20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成						
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	21 リフューズ(要らないものを買わない・断る)	資源循環課	B	B	p34
		22 リデュース(ごみの排出を抑制する)	資源循環課	B	B	p35
		23 リユース(繰り返し使う)	市民相談課 環境政策課 資源循環課	C	C	p36
		24 リサイクル(資源として再生利用する)	環境政策課 資源循環課	B	B	p37
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	25 地産地消の推進	農業水産課 保育課 学務課	B	B	p39
		26 環境に配慮した農業の普及促進	農業水産課	C	C	p40
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	27 情報発信・啓発活動の推進	環境政策課	B	B	p42
		28 家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援	環境政策課 産業振興課	B	C	p44
		29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	安全対策課 環境政策課 環境事業センター 教育施設課	B	B	p45
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	30 乗合交通の利便性向上	都市政策課	B	B	p47
		31 徒歩・自転車利用の促進	施設再編整備課 安全対策課 都市政策課 道路管理課 道路建設課	B	B	p48
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	32 庁内の環境意識の向上	職員課 環境政策課 景観みどり課	B	B	p50
		33 庁内における人材育成				
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	34 意識啓発・人材育成	環境政策課 資源循環課 景観みどり課 社会教育課	B	B	p53
		35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課	B	C	p54
	5.3 学校における環境教育の充実	36 地域と連携した環境教育	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課	B	B	p57
		37 学校における取り組みの支援				

4 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の進行管理について

茅ヶ崎市環境基本条例では、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市長が環境に関する施策等について報告書を作成し、公表することを定めています。

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」では、計画全体の迅速な進捗を図るため、早い段階で取り組みの検証結果をまとめ、市民の意見も取り入れた軌道修正や次年度の予算措置に反映できるようなPDCAサイクルを構築することとしており、現在、2冊の報告書を用いた進行管理を実施しています。

市は、前年度の取り組み状況を、毎年6月発行の「進捗状況報告書」にて公表し、市民の皆様からの御意見をいただいた後、茅ヶ崎市環境審議会に諮問し評価をいただいています。さらに、皆様からの評価を踏まえて検討した次年度の施策展開を、毎年3月発行の「環境審議会答申への対応と次年度の施策展開」(本書)で公表することで、「評価して見直す」という進行管理の仕組みを実現しています。



▲ 環境基本計画 年間の進行管理図

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、五つのテーマごとに施策の柱を設け、特に力を入れる施策(重点施策)を挙げています。また、目指すべき環境の将来像の実現に向けて、施策の柱ごとに目標を設定しています。

14 ページからは、平成 30 年度の重点施策の進捗状況についての環境審議会評価と、その評価に対する市の対応及び令和 2 年度の施策展開を掲載しています。

各施策のページに掲載されている「環境審議会評価」は、令和元年 10 月に茅ヶ崎市環境審議会から提出された答申から抜粋したものです。

なお、「平成 30 年度の取り組み概要と担当課評価」については、令和元年 6 月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(令和元年度版)」に掲載しています。

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」(平成 23 年 3 月策定)及び「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(令和元年度版)」(令和元年 6 月発行)は、市ホームページにも掲載しておりますので、併せて御参照ください。



「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」
(平成 23 年 3 月策定)



「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)
進捗状況報告書(令和元年度版)」
(令和元年 6 月発行)

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱1.1

コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

目標1

コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。
【目標担当課: 景観みどり課】

目標2

各コア地域の自然環境を保全するため、令和2年度(2020年度)までにコア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
【目標担当課: 景観みどり課】

重点施策①

コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施

重点施策②

財政担保システムの確立

重点施策③～⑫

各コア地域における施策

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・清水谷、平太夫新田、赤羽根十三区、柳谷、柳島において保安全管理計画に基づいた保安全管理活動が行われました。
- ・平太夫新田においては、平成30年2月に新たに策定した「平太夫新田<相模川河川敷内市占用地>保安全管理の考え方」に基づき、引き続き保安全管理活動を実施しました。

イ 課題

- ・七つのコア地域のうち五つの地域について、保安全管理計画に基づく保安全管理が実施されていますが、事業者による土地利用が予定されている長谷、洪水調整施設候補地となっている行谷については、今後の土地利用の方向性を見定め、保安全管理に関する具体的な取り組みを検討する必要があります。特別緑地保全地区候補地である行谷に関しては、指定に向けた取り組みを早期に進めることが求められます。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・五つのコア地域については、保安全管理計画が作成され、ある程度推進されている。		・引き続き自然環境の保全に努めてまいります。
今後検討すべき課題		
・保安全管理活動が、保安全管理計画に沿って行われているのかまでは確認できない。また、開発行為が行われる場合に保安全管理活動がどうなるのかが課題である。計画の作成だけでなく、その後を見据えて柔軟に対応できるような実施体制が望まれる。		・各地域で保全作業を行っている市民団体から頂く作業報告書より、計画に基づく内容であることを確認しています。また、定期的に打ち合わせを行い、現状に合わせた保全活動を実施しています。
・評価において、「詳細は～参照」となっており、取り組みの全ての資料を読まないと実施内容が見えてこないため、重点施策①としての評価が難しい。計画同士のつながりが見えるとよい。		・「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」48ページでは「①コア地域ごとの保安全管理計画の作成、実施」として、「コア地域ごとの活動組織の設置」「保安全管理のための計画の作成」「計画に基づく活動の推進」の3項目を挙げており、進捗状況報告書においてはこの3項目に沿って、実施内容を記載しております。また、重点施策③～⑫は、各コア地域における施策であり、これらの取り組みは重点施策①で挙げた仕組みのもとで進めることとしています。このような計画の構造上、重点施策①の「計画に基づく活動の推進」と重点施策③～⑫の取り組み内容が重複することから、重点施策①の「計画に基づく活動の推進」については、重点施策③～⑫を参照するものとしています。

■令和2年度の施策展開

(1)コア地域ごとの活動組織の設置／(2)保安全管理のための計画の作成

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
保安全管理計画の作成及び活動組織体制の構築(長谷) (土地利用の方向性がある程度定まってきた後に具体的な検討を実施)	自然環境評価調査のコア地域における保安全管理の推進 事業費【876千円】	景観みどり課
保安全管理計画の作成及び活動組織体制の構築(行谷) (土地利用の方向性がある程度定まってきた後に具体的な検討を実施)		

(3)計画に基づく活動の推進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
「清水谷保安全管理計画」に基づく活動の推進(清水谷)	自然環境評価調査のコア地域における保安全管理の推進 事業費【876千円】	景観みどり課
「平太夫新田保安全管理計画」に基づく活動の推進(平太夫新田)		
「赤羽根十三区保安全管理計画」に基づく活動の推進(赤羽根十三区)		
「茅ヶ崎里山公園里山保安全管理計画(神奈川県作成)」に基づく 県・市民団体・市による活動の推進(柳谷)		
「柳島キャンプ場における保安全管理計画」に基づく活動の推進 (柳島)	柳島キャンプ場管理運営事業 事業費【0千円】	公園緑地課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(令和元年度版)」より抜粋)

ア 成果

- ・社会資本総合整備計画を新たに策定したことにより、特別緑地保全地区内の土地の買い入れにあたり、国の交付金を活用できる仕組みとすることができました。
- ・事業者等による寄付・助成の受け入れ、ふるさと納税の活用を引き続き行うことで、継続的な財源確保につなげることができました。

イ 課題

- ・検討を進めてきた「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の処分の取り扱いについて」については、令和元年度に森林環境譲与税基金を設立することから、再度検討を行う必要があります。
- ・財源確保のための新たな方策については、引き続き検討が必要です。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・国の交付金やふるさと納税のしくみなど、新たに組み込んでいる。		・緑のまちづくり基金の活用だけでなく、森林環境譲与税基金、社会資本整備総合交付金などの活用にも努めます。
・一定程度、寄附を集めたと思われる。		・引き続き緑のまちづくり基金の充実に努めます。
今後検討すべき課題		
・緑のまちづくり基金の運用ルール作りに関して、ガイドライン策定は見送りとなり、基金の運用開始には至らなかった。森林環境譲与税基金設立との関連性の明確化とガイドライン策定が急がれる。		・森林環境譲与税は平成31年4月に法律が施行し、森林法に基づく森林整備や木材利用の促進に関する施策に使うことができることとなったため、市としては、当面の間、特別緑地保全地区の整備や公園の遊具を木質化するなどの施策に充ててまいります。 一方、緑のまちづくり基金については、基金条例において、自然環境が豊かな地域の取得とその管理のために処分することができることとなっております。 まずは、自然環境評価調査の結果を踏まえ、重要な自然が残された地域に対して使うことを明確にしつつ、社会情勢の変化によって市街化区域における重要な自然が残された土地に使うことができるかどうかも含めて、引き続き検討してまいります。
・継続的な財源の一つに、民間企業からの寄附を見込んでいるが、新たな事業者による寄附が確保できていない。ホームページ等の広報活動や周知の仕方に工夫が必要である。		・市ホームページだけでなく、Facebookやニュースター「ちが咲き」なども活用して今後も広報を充実させてまいります。
・国や県のガイドライン策定に依存しては、自主的なガイドラインの策定は難しいのではないかと。		・市の財政状況も鑑みながら、緑地の保全に最適な基金の利用ができるように今後も検討してまいります。
・緑地保全にかかるコストは、継続的なものであるため、財源として安定的に確保できる状態が大切である。財政担保システムにどのくらい頼るか、どのように活用するかという位置づけを検討する必要がある。		・みどりの施策に関する財源としては、市の一般財源、かながわトラストみどり財団の補助金、社会資本整備総合交付金や緑のまちづくり基金などを利用しています。収入を増やすという面では、寄附金に頼らざるを得ない状況であり、新たに譲与される森林環境譲与税にも期待がかかる場所です。 しかしながら、緑地の保全には継続して費用がかかるため、継続して安定的に収入を得る仕組みがないか引き続き検討してまいります。

■令和2年度の施策展開

(1) 緑のまちづくり基金活用のための仕組みづくり

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
緑のまちづくり基金運用ガイドラインの作成	茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実 事業費【888千円】	景観みどり課

(2) 継続的な財源確保に向けた取り組み

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
国及び県の補助金の情報収集と活用に向けた準備	茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実 事業費【888千円】	景観みどり課
事業者による継続的な寄附		
新たな事業者による寄附の確保		
ふるさと納税の活用		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策

- ③ 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】
- ④ 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(令和元年度版)」より抜粋)

ア 成果

- ・清水谷については、「清水谷を愛する会」と連携・協力し、保全管理計画に基づく保全管理や、沈殿分離層の管理、源流部への汚水の流入対策等を実施することで、保全を推進することができました。
- ・市民の森については、「市民の森再整備ワーキング」と連携し適切な管理を行うことで、自然環境の保全を図ることができました。
- ・水田に関しては、遊水機能土地保全補助金制度によって遊水機能を有する土地(水田)を保全することで、当該地区周辺の自然環境の保全に寄与することができました。

イ 課題

- ・清水谷、市民の森については、市民団体との協働による保全活動が実施されており、ある程度進んでいると考えます。樹林と樹林をつなぐ環境の再生や、(仮称)小出第二小学校用地に関する自然環境に配慮した活用については、具体的な取り組みには至っておらず、周辺地域も含めた保全という視点からは更に踏み込んだ施策の推進が求められます。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	D	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・危険木・倒木・枯損木等の安全管理面の対応が行われている。		・今後も安全面を第一に考えた保全管理を行います。
・市民団体と連携して保全活動が実施されている。		・引き続き「清水谷を愛する会」の協力を得ながら清水谷特別緑地保全地区の保全を推進していきます。
・水田等の活用による生物多様性の向上について取り組みが行われている。		・水田等は、作物の生産の場であることに加え、動植物の生育・生息環境としても重要な要素です。保水能力のある水田等に対して補助金の交付を行う、遊水機能土地保全補助金制度は、遊水機能を有する土地の保全を奨励することにより、雨水の貯留浸透を推進し、浸水被害の防止又は軽減を図るとともに、自然環境の保全に寄与することを目的としています。令和2年度も継続して実施します。
今後検討すべき課題		
・汚水の流入の問題、(仮称)小出小学校第二学校用地の活用が課題のままである。		<ul style="list-style-type: none"> ・汚水の流入の問題については、浄化槽の維持管理や合併処理浄化槽設置による効果を周知してまいります。 ・(仮称)小出第二小学校用地については、市民や青少年等が利用できる教育関連施設を基本に、検討を行ってまいりました。検討を行っていた当時とは違い、現在は柳島キャンプ場や茅ヶ崎里山公園内のバーベキュー場が整備され、茅ヶ崎公園体験学習センターも平成31年1月に開館し、当該地の活用の方向性を再検討する必要があるものと考えております。 現在の小出暫定スポーツ広場としての利用状況、他の施設の存在及び活用を考えた場合の財政負担等を踏まえ、活用の方向性について検討してまいります。
・清水谷周辺を含めた自然環境の保全は、農地の保全と密接な関わりがあるので、計画の推進のためには、農政部門も含めた連携の仕組みが必要である。		・清水谷周辺には多様な自然環境が残されており、一体的に保全する必要があります。関係部局と連携し、清水谷周辺の保全を推進していきます。

■令和2年度の施策展開

(1) 清水谷の保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
市民団体「清水谷を愛する会」と連携した清水谷保全管理に向けた調整	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進 事業費【876千円】	景観みどり課
事業者による清水谷保全作業への協力		
関係市民団体及び関係課との連携による、緑地の保全活動の実施	北部地区緑地維持管理事業 事業費【18,892千円】	公園緑地課
市民の森の法面管理		

(2) 水源地の保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
沈殿分離層の管理	北部地区緑地維持管理事業 事業費【18,892千円】	公園緑地課
合併浄化槽の普及及び汚水流入への対策		

(3) 清水谷周辺の自然環境の保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
土地利用に対する環境配慮への指導	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進 事業費【876千円】	景観みどり課
市民の森の再整備及び当地の利活用の促進	北部地区緑地維持管理事業 事業費【18,892千円】	公園緑地課
遊水機能土地保全事業	遊水機能土地保全事業 事業費【10,254千円】	下水道河川 建設課

(4) 周辺の自然環境に配慮した(仮称)小出第二小学校用地の活用

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
教育委員会内部検討会議の開催	教育施設整備の総合調整 野外研修施設等の検討 事業費【0千円】	教育政策課 青少年課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策

- ⑤ 現存する水害防備保安林及び移植樹林の保安全管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】
- ⑥ 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

・平成30年2月に策定した「平太夫新田<相模川河川敷内市占用地>保安全管理の考え方」に基づく保安全管理を「相模川の河畔林を育てる会」と連携・協力して実施しました。

イ 課題

・「平太夫新田<相模川河川敷内市占用地>保安全管理の考え方」は、市が占有している国有地部分を対象とするものであり、平太夫新田全体の保全について検討する必要があります。
 ・令和元年に着手を予定している築堤工事の土砂運搬作業に伴い、引き続き国に対して生物多様性への配慮を要望する必要があります。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	D	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・市民団体と連携した保安全管理を実施している。		・令和元年度以降も「相模川の河畔林を育てる会」の御協力を得ながら「平太夫新田<相模川河川敷内市占用地>保安全管理の考え方」に基づく保安全管理を推進していきます。
・関係機関・団体との情報共有が図られている。		・今後も引き続き、京浜河川事務所と自然環境の重要性を情報共有するとともに、築堤工事に関する情報について、適宜、情報を収集し、庁内での共有を図ります。また、「相模川の河畔林を育てる会」及び京浜河川事務所との意見交換を引き続き実施するとともに、保安全管理作業の日程や内容について、随時情報共有を図ります。
今後検討すべき課題		
・築堤工事に関しては、自然環境の変化や近隣住民との関係、工事による影響について継続的な注意が必要である。		・引き続き、「相模川の河畔林を育てる会」及び京浜河川事務所との意見交換を実施するとともに、保安全管理作業の日程や内容について、随時情報共有を行ってまいります。
・保安全管理のルール、システムの確立、地域の人たちとの連携による管理体制の確立が不十分である。多数の関係者が関わることから、平太夫新田全体の保安全管理計画を早急に明示することが求められる。地域や上流域との連携や理解促進が必要である。		

■令和2年度の施策展開

(1)水害防備保安林及び移植樹林の保安全管理に関するルール、システムの確立

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
関係機関(国)との情報共有	相模川適正管理促進事業 事業費【0千円】	広域事業 政策課
関係団体との情報共有	自然環境評価調査のコア地域における保安全管理の推進 事業費【876千円】	景観みどり課
保安全管理計画に基づいた活動体制の構築		
保安全管理計画に基づいた保安全管理作業の実施		

(2)地域との連携による管理体制の確立

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
保安全管理活動の支援(広報紙、ホームページによる周知、参加者募集)	市民・事業者・市との環境活動連携支援事業 事業費【80千円】	環境政策課
保安全管理活動の支援(広報紙、ホームページによる周知、参加者募集、資材や物品の提供)	自然環境評価調査のコア地域における保安全管理の推進 事業費【876千円】	景観みどり課
現地の植生の周知		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策

⑦ 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三図】

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

・土地所有者の御理解のもと、市民有志との連携・協力により、保全管理計画に定めた地区ごとの特性に応じた湿地性植物の生育環境保全、昆虫の生息に配慮した草刈等の作業を実施することで、保全を推進することができました。

イ 課題

・赤羽根十三図は藤沢市を流れる小糸川の源流となる細流が流れています。藤沢市を流れる小糸川の源流であることから、藤沢市と連携した保全に努めるものとしていましたが、藤沢市へ流入すると大部分が3面のコンクリートの水路や暗渠で段差もあることから、現在は動植物が藤沢市から茅ヶ崎市へ入ってくる環境ではありません。現況では藤沢市との連携の有効性が少ないため、次期計画の策定時に見直しを含めた検討が必要です。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・市民有志との連携ができています。		・引き続き市民有志の皆様の御協力を得ながら、保全管理計画に基づく保全管理を推進します。
今後検討すべき課題		
・藤沢市との連携が不十分である。連携の仕方を改める必要がある。		・上記課題で示したように、当該地は現在、動植物が藤沢市から茅ヶ崎市へ入ってくる環境ではなく、現況では藤沢市との連携の有効性が少ないため、次期計画の策定にあたり、見直しを含めた検討を進めます。
・市民や事業者との連携を強化する必要がある。		・市民有志の皆様や土地所有者と意見交換を行い、連携強化に努めてまいります。

■令和2年度の施策展開

(1) 水源地、樹林地の保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
保全管理体制の検討	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進 事業費【876千円】	景観みどり課
市民有志との協働による保全管理作業		
地区の自然環境の周知		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策

⑧ 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等)を要望していきます。【長谷】

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(令和元年度版)」より抜粋)

ア 成果

・開発行為が実施されたものの、土地所有者との協議により、地区内の希少性が高い植物の移植を実施することができました。

イ 課題

・開発行為が実施されるため、平成31年3月に策定した「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」において、長谷を特別緑地保全地区候補地から除外することとしました。今後も継続して土地所有者による土地利用の状況について情報収集を行い、土地所有者に御協力をいただきながら、自然環境の保全策について検討を行う必要があります。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	D	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・希少性の高い植物の移植が行われ、活着が確認されている。		・土地所有者の協力のもと、自然環境の保全に努めてまいります。
・緑地保全に関する協定が結ばれた。		
・市民の参加等を得て保全に向けての取り組みは一定程度進められた。		
今後検討すべき課題		
・希少性の高い植物の移植は、最終手段であるとの認識が必要である。		・土地所有者の理解のもと、最善策を模索しながら自然環境の保全に努めてまいります。
・所有者の土地利用について、予断を許さない状況にある。開発工事による自然への影響について継続的なモニタリングが必要がある。		
・重点施策に、「市民に対する開放」と記載があるにもかかわらず、市民に対して情報が行き渡っていない。		・開発行為が実施されている状況においては、安全配慮のため立ち入りは難しい状況です。開発行為の進捗状況を踏まえながら、「市民に対する開放」に向けた協議を行ってまいります。
・特定の団体に限らず、多くの市民の声を吸い上げるような仕組み作りが必要である。		・特定の団体にのみ意見を聴取しているのではなく、広く市民の皆様からの意見を頂戴するよう努めております。

■令和2年度の施策展開

(1) 現地のモニタリング調査

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
モニタリング調査による自然環境の現状把握	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進事業費【876千円】	景観みどり課
特徴的な貧栄養表土の保全		

(2) 土地所有者との協議、要望

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
土地利用状況の把握	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進事業費【876千円】	景観みどり課
土地所有者に自然環境保全への理解を得る取り組み		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策

⑨ 生物の生存基盤など多面的機能を持つ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・引き続き、遊水機能土地保全事業や、援農ボランティア等を実施し、水田の保全に寄与することができました。
- ・平成31年3月策定の「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性がさき戦略」において、行谷を引き続き、特別緑地保全地区候補地として位置づけました。位置付けにあたっては、自然環境評価調査の結果を踏まえ、候補地面積を従来の約2.9haから約15.3haに拡大しました。

イ 課題

- ・特別緑地保全地区候補地については、指定に向けた取り組みを早期に進めることが求められます。また、隣接した自然環境豊かな地域については、みどりの保全地区を活用した一体的な保全策の検討が必要です。
- ・洪水調整施設の整備が予定されているエリアにおいては、今後、施設の検討時に併せて保全策を検討する必要があります。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	D	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・特別緑地保全地区候補地と位置付け、水田の保全を推進している。		・特別緑地保全地区候補地（樹林部分）と併せて、多様な環境の一体的な保全を進めてまいります。
今後検討すべき課題		
・開発行為が決定しており、それによる影響や工事後の状況が不明なため、評価が困難である。現時点では、近隣埋立地の状況や公共事業の関係で自然環境がよくない方向に変化しているようであり、留意が必要である。		・「公共施設（道路等）の整備が検討されているエリア」における自然環境への配慮について検討してまいります。
・開発行為が進められていく中でも、保全の方法を工夫し、長期的な視点での改善策を検討する必要がある。		
・本地域での自然環境の保全策に関しては、関係者との連携を要することから、手順・経過の分析を行い、今後活かすことが重要である。		
・みどりの保全条例を活用し、予算を増やして取り組みを加速する必要がある。		

■令和2年度の施策展開

(1) 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
土地所有者に対する援農ボランティア制度の周知	援農ボランティア事業 事業費【369千円】	農業水産課
遊水機能土地保全事業	遊水機能土地保全事業 事業費【10,254千円】	下水道河川建設課

(2) 水田や畑、樹林等の多様な環境の一体的な保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
洪水調整施設事業に伴う情報共有	小出川整備促進事業 事業費【0千円】	広域事業政策課
特別緑地保全地区指定の検討	特別緑地保全地区指定の推進 事業費【4,806千円】	景観みどり課
みどりの保全地区指定の検討	みどりの保全等に関する条例の運用事務 事業費【30,756千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策

- ⑩ 県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】
- ⑪ 家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・茅ヶ崎里山公園内の自然環境について、公園管理者である神奈川県をはじめとする関係者との連携により、生態系に配慮した保全を進めることができました。
- ・第6期「里山はっけん隊！」を実施し（秋・春）、自然観察、保全活動に併せ、斜面林、農地、水辺、屋敷林等が織り成す里山景観の魅力を体験的に伝えることで、保全につながる心の醸成を図りました。

イ 課題

- ・道路整備にあたっては、引き続き地元及び関係機関と連携を図り、自然環境に配慮しながら工事を進めていく必要があります。
- ・里山公園内の谷戸底や樹林については、保全管理計画に基づき生態系に配慮した管理作業が行われていますが、里山公園周辺の樹林・屋敷林等の保全が課題となっています。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・県との連携及び市民団体との協働がよく推進され、成果があがっている。		・引き続き、神奈川県公園協会や「茅ヶ崎里山公園倶楽部」、市民団体と連携した保全活動に取り組んでいきます。
・里山公園内の保全管理活動が関係団体と協力して継続されている。		・関係団体とは隔月開催の茅ヶ崎里山公園運営会議「里山保全部会」等を通して、保全管理に関する情報共有を行いながら、適切な保全管理に努めてまいります。
・公園管理者である神奈川県公園協会と市、市民との連携があり、ある程度保全が進められている。		・公園管理者である神奈川県公園協会とは隔月開催の茅ヶ崎里山公園運営会議「里山保全部会」や担当者間の連絡等を通して、保全管理に関する情報共有を行いながら、適切な保全管理に努めてまいります。
・自然を保全する上で、ある程度の面積を確保することも大事である。柳谷はコア地域の中でも面積が大きく、広さを活かした保全の取り組みを検討すべきである。		・引き続き、神奈川県藤沢土木事務所が策定した「茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画」に基づき、神奈川県公園協会や関係団体と協議しながら、適切な保全方法を推進していきます。
今後検討すべき課題		
・周辺域の樹林管理や道路整備についての調整に留意が必要である。		・随時、関係部局と情報共有を行いながら、適切な管理に努めてまいります。
・多様な関係者や背景の変化に対応して取り組み内容を変更できる、柔軟な保全管理計画が望まれる。		・神奈川県藤沢土木事務所が策定した「茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画」も含め、茅ヶ崎里山公園運営会議「里山保全部会」を通して作成した各保全エリアに関する保全管理計画を共有し、必要に応じて見直し等も検討してまいります。

■令和2年度の施策展開

(1) 神奈川県と連携した茅ヶ崎里山公園の保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
「茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画(神奈川県作成)」に基づく県・市民団体・市による活動の推進(再掲)	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進 事業費【876千円】	景観みどり課
茅ヶ崎里山公園運営会議「保全部会」への参画		

(2) 公園周辺地域の保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
公園西側駐車場付近の市道8570号線道路設計業務に伴う自然環境配慮方法の打合せ	県立茅ヶ崎里山公園外周道路整備事業 事業費【0千円】	広域事業政策課

(3) まとまりのある樹林地等の良好な里山景観の保存

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
環境学習事業「里山はっけん隊！」を通じた里山の魅力の周知	環境学習支援事業 事業費【80千円】	環境政策課
民有地の緑化への助成	民有地緑化推進事業 事業費【238千円】	景観みどり課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策

⑫ 海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・神奈川県が養浜事業に養浜材を提供するとともに、養浜事業への要望を継続的に実施しました。
- ・柳島キャンプ場における保全管理計画に基づき、自然環境保全エリアの管理を行い、海岸指標種の生息・生育環境を安定して維持することができました。

イ 課題

- ・砂浜の減少防止のため、神奈川県による養浜事業が行われていますが、養浜材による環境への影響に留意する必要があると考えられることから、引き続き、県に対して海岸植生に配慮した養浜材の使用等について要望を行う必要があります。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・海岸の侵食は、河川の上流域の護岸に支配されているものであり、砂浜の減少を防止することは難しい。できることが限られている中で取り組みが行われている。		・養浜による海岸環境、生態系への安全性調査を行いながら、海岸管理者である県に対し、状況に応じた養浜の継続を要望してまいります。
今後検討すべき課題		
・外部利用者が多いため、保全の方法について検討する必要がある。		・保全エリア周辺にロープを張ることにより、外部利用者が入らないようにしています。

■令和2年度の施策展開

(1) 海岸侵食による砂浜の減少防止

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
養浜事業	海岸侵食防止対策事業 事業費【3,751千円】	農業水産課
国、県に対する養浜事業推進の要望		

(2) クロマツ林や海浜植生の保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
現地のモニタリング調査及び保全管理	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進 事業費【876千円】	景観みどり課
海浜植生を移植した植栽帯の管理		
計画に基づく柳島キャンプ場内の海浜植生保全	柳島キャンプ場管理運営事業 事業費【0千円】	公園緑地課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱1.2

コア地域をつなぐみどりの保全と再生

目標3

緑被面積(人工草地を除く)を令和2年度(2020年度)時点で市域の28.5% (約1,019ha)以上確保します。

【目標担当課: 景観みどり課】

※緑被面積(人工草地を除く)は、平成5年度には市域の35.2%でしたが、平成17年度には市域の31.0%となっています。このまま推移すると令和2年度には、市域の25.8%程度まで減少することが予想されますが、各施策実施により、市域の28.5%以上確保することを目標としています。

目標4

経営耕地面積を令和2年度(2020年度)時点で348haを目標とします。

【目標担当課: 農業水産課】

※平成19年度の経営耕地面積は387haであり、このまま推移すると令和2年度には、335ha程度まで減少することが予想されますが、各施策実施により348ha確保することを目標としています。

重点施策⑬

コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生

重点施策⑭

農業支援による農地の保全・再生

重点施策⑮

耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

・ピーチクリーンの開催に併せた外来種除去イベントや提案型民間活用制度事業による街路樹の植栽管理等、新たな取り組みを実施したほか、引き続き、斜面林や農地の保全や、生け垣や庭木の導入の推進に向けた取り組み等を実施することで、コア地域をつなぐみどりの保全・再生につなげることができました。

イ 課題

・斜面林や農地の保全、生垣や庭木の導入の推進に向けた取り組みを引き続き実施していることから、ある程度進んでいると考えます。しかしながら、重点施策として掲げている「歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全」にまでは至っていないとはいえず、今後地権者等の理解を得ながらさらに取り組みを進める必要があります。また、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」（平成31年3月策定）において、特別緑地保全地区候補地とした赤羽根斜面林については、指定に向けた取り組みを進めることが求められます。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・斜面林の倒木処理や保存樹林の助成・再生に効果がみられる。		・今後も特別緑地保全地区内の斜面を中心に、必要に応じて倒木処理を実施します。また、引き続き保存樹林への助成を行ってまいります。
・ピーチクリーンの開催に合わせた外来種を除去するイベントの開催や、街路樹の植栽管理などを実施した。		・引き続きみどりの保全・再生に取り組んでまいります。
・生け垣の築造への助成を行った。		・民有地緑化への助成を実施し、コア地域をつなぐみどりの保全策を推進します。
今後検討すべき課題		
・「一体的な保全」がどのようなものか具体的に明示されていない。全体的な目指すべき目標があるとよい。		・環境基本計画(2011年版)においては、斜面林や農地、水辺、社寺林・屋敷林等について、歴史的・文化的遺産とあわせた「一体的な」保全を図るものとしていますが、具体的なイメージが共有されずに課題となっています。現在策定中の次期環境基本計画において、内容を見直し、適切な指標の設定を検討します。
・市民感覚としてみどりが減っていると感じる。		・市民の目にふれる沿道への植樹補助や、開発時の緑化指導において沿道面への緑化を推奨することで、みどりを増やす取り組みを推進してまいります。
・コア地域で活動する団体のネットワーク化や、様々な形で、より広く、多くの市民等の関わりを生み出す仕組みづくりが必要である。また、行政内部の連携に関する仕組みを構築する必要がある。		・毎年開催している「環境フェア」で行っているパネル展示は、市内の環境団体や事業者の発表と交流の場となっています。さらに令和元年度は、市内で水質調査を実施している団体を対象として「水質調査考察会」を実施し、県環境科学センターより講師を招いて、情報交換を兼ねた勉強会を実施しました。今後も、市民相互の関わりを創出する取り組みを推進します。 また、庁内の担当課で構成される自然環境庁内会議を活用することで、庁内連携を推進してまいります。

■令和2年度の施策展開

(1) 斜面林、農地、水辺環境、社寺林・屋敷林等の、歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
保存樹林、保存樹木への助成	みどりの保全等に関する条例の運用事務 事業費【30,756千円】	景観みどり課
斜面林の保全	公園緑地等管理運営事業 事業費【82,724千円】	公園緑地課
街路樹の管理	公園・街路樹等剪定・除草業務事業 (提案型民間活用制度事業) 事業費【54,729千円】	
指定文化財(天然記念物等)の保護管理	文化財保護管理事業 事業費【9,708千円】	社会教育課
遊水機能土地保全事業	遊水機能土地保全事業 事業費【10,254千円】	下水道河川 建設課

(2) 生物多様性に配慮した新たなみどりのネットワークの創出

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
民有地の緑化への助成(再掲)	民有地緑化推進事業 事業費【238千円】	景観みどり課
グリーンバンク制度	樹木センター維持管理事業 事業費【806千円】	公園緑地課
(仮称)歴史文化交流館整備事業における自然環境への配慮	(仮称)歴史文化交流館整備事業 事業費【618,295千円】	社会教育課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

・援農ボランティアのあっせんや市民農園の開設支援等、農地の保全に寄与する取り組みを継続的に行うことができました。援農ボランティアは受入農家、登録者、新規幹旋数共に前年度より増加しています。経営耕地面積は減少が続いていましたが、平成29年度は28年度比でほぼ横ばいとなっています。

イ 課題

・農地としての生産効率を求めると、生物多様性に配慮した土地利用とを両立させるためには、土地所有者の理解を得ることが課題となっています。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・援農ボランティアや市民農園等、市民参加による農地の保全活動が継続している。		・市の広報やホームページ等を活用し、情報提供を継続してまいります。
今後検討すべき課題		
・耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮を掲げているものの、具体策が示されていない。		・土地所有者や農業委員会との連携を継続してまいります。土地所有者や関係部局との連携により、再生の方向性について検討してまいります。また、再生に際して、生物多様性への配慮を促します。
・生物多様性に関する土地所有者の理解を進める必要がある。		・農業や農地の維持ができるよう、農家への助言や支援を継続してまいります。土地所有者のほか、耕作の担い手とも意見交換を行い認識を深めていただけるよう努めてまいります。
・耕作放棄地を活用できるような地産地消の推進や、農協や漁協との連携について工夫の余地がある。		・耕作放棄地の活用については、農業委員会とも連携して検討してまいります。また、農協や漁協を含めた関係機関との情報共有を図ってまいります。

■令和2年度の施策展開

(1) 農地の継続利用を促すための農業支援

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
援農ボランティアの幹旋	援農ボランティア事業 事業費【369千円】	農業水産課
援農ボランティア育成講座		
かながわ農業サポーターの支援	認定農業者・農地利用集積事業 事業費【9,134千円】	
「人・農地プラン」による農地の保全・有効活用		
農業委員会と連携した農地利用状況調査に基づく、農地の抽出と地権者への交渉		
意欲ある営農者や新規就農者への農用地利用集積		
農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定	農産物地産地消推進事業 事業費【18,401千円】	
JAとの連携		
農地の保全管理及び農地中間管理機構からの依頼業務	農地保全管理事業 事業費【9,166千円】	

(2) 耕作放棄地の再生と市民農園や体験学習の場等としての活用

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
市民農園の新規開設支援	市民農園・家庭菜園事業 事業費【538千円】	農業水産課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

施策の柱2.1

市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

目標5

平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。

目標6

保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。

【目標担当課: 景観みどり課】

重点施策⑯

自然環境の保全に向けた条例の制定

重点施策⑰

保全すべき地域の指定

重点施策⑱

自然環境庁内会議の効果的な運用

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略（平成31年3月策定）において、特別緑地保全地区指定候補地として、引き続き、行谷と赤羽根斜面林の2地区を位置付けました。
- ・茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略（平成31年3月策定）において、みどりの創出について重点的に配慮を加えるべき地区として、従来の「茅ヶ崎駅周辺緑化重点地区」と「茅ヶ崎南東部緑化重点地区」の範囲を広げ、指定地区を市街化区域全体に広げました。

イ 課題

- ・みどりの保全のため、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」において位置づけた「みどりの保全地区」の具体的な指定や、「みどりの管理団体」制度を活用することが必要です。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例に自然環境保全を位置づけた。		・茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例を運用してまいります。
・条例等の適切な運用や新たな指定の準備などを進めている。		
今後検討すべき課題		
・茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例を今後有効な条例として活用していくことが望まれる。条例等のより一層の厳格な運用や具体的な指定が期待される。		・茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例を運用してまいります。
・制度の運用だけでなく、なぜ重要なのか、なぜ保全地区として指定したのかを市民に周知して理解してもらうことが重要である。条例の周知に関する取り組みと事業費が貧弱であり、より多くの市民に計画を周知できるような工夫をするべきである。		・「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の取り組みと合わせた周知を行うなど検討してまいります。
・開発行為において、自然環境の保全を具体的に担保する方法を検討する必要がある。		・土地利用調整条例の適用を受ける開発行為においては、事前協議の中で自然環境の保全に関する協議を行うなど、土地所有者の協力を得ながら対応してまいります。

■令和2年度の施策展開

(1) 自然環境を保全するための条例運用

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の運用	みどりの保全等に関する条例の運用事務 事業費【30,756千円】	景観みどり課

(2) 保全すべき地域の指定

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に位置づけられたみどりの保全地区制度の運用	みどりの保全等に関する条例の運用事務 事業費【30,756千円】	景観みどり課

(3) 貴重な自然環境を有する地域の周知

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
自然環境評価調査の結果集計と公表結果	自然環境評価調査業務 事業費【40千円】	景観みどり課
広報紙やホームページを通じた周知	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進 事業費【876千円】	
観察会等の開催		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・月1回定例会を開催し、迅速な情報共有及び対応策の検討を行いました。
- ・「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」(平成31年3月策定)に自然環境庁内会議を重点的に進める事業として位置付けました。

イ 課題

- ・専門委員を新たに昨年度より加えましたが、公共工事の際の環境配慮を含め、更に効果的な運用方法を検討していく必要があります。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境庁内会議を継続して開催し、定期的に情報交換・情報共有の場が設けられている。 ・みどりの基本計画の推進に大きく寄与したように思われる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き自然環境庁内会議を活用し、自然環境保全に関する情報共有や対応策の検討を行っていきます。
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・単なる情報交換ではなく、自然環境の保全を具体的に担保するための内容のある会議が必要である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境庁内会議では、公共工事における生物多様性の確保のため、よりきめ細かい庁内連携を行うとともに、土地利用に関する事項などの自然環境保全に関する情報を共有し、検討結果を元に担当課で土地所有者と協議を行うなど対応策を実施しています。

■令和2年度の施策展開

(1) 自然環境に関する情報共有と迅速な対応を行うための会議運営

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
定例会(月1回)、臨時会の開催と市内の自然環境に関する課題解決への検討・協議	土地利用行為に伴うみどりの保全・創出に関する指導事務事業費【0千円】	景観みどり課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

施策の柱2.2

生物多様性の保全方針の策定

目標7

「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を令和2年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。

目標8

生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを令和2年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。

【目標担当課: 景観みどり課】

重点施策⑱

生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定

重点施策⑳

生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(令和元年度版)」より抜粋)

ア 成果

- ・平成27年度から29年度に実施した自然環境評価調査について、発表会を行うとともに、調査員養成講座を開催し、本調査の継続開催に向けた取り組みを進めることができました。
- ・自然環境評価調査の取りまとめをもとに「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」(平成31年3月策定)を策定しました。

イ 課題

- ・「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」(平成31年3月策定)に緑化ガイドラインの作成を位置付けましたが、具体的な内容について検討を進める必要があります。
- ・自然環境評価調査を継続的に実施していくために、調査員養成に関する継続的な取り組みが必要です。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」を策定し、取り組みを開始している。		・「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」に基づいた取り組みを進めてまいります。
・自然環境評価調査が継続的に実施されている。		・次回の自然環境評価調査実施に向けて調査員養成講座を実施するなど、継続した調査を実施するための取り組みを進めます。
・自然環境評価調査の発表会や自然環境評価調査委員養成講座を開催した。		
今後検討すべき課題		
・生物多様性に係るガイドラインの作成を市民参加で効果あるものにするよう努力するべき。		・「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」に位置付けた緑化ガイドラインの作成に取り組みます。
・「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」には、海のことについての記載がほとんどない。茅ヶ崎のイメージとして、海は欠かせない要素だと思うので、海の生物についても言及し、茅ヶ崎らしい生物多様性の保全に取り組むべきである。		・海についても、生物多様性の観点では重要な視点であると認識し「茅ヶ崎市みどりの基本計画生物多様性ちがさき戦略」において漁獲量などの収集から海の状況を図る取り組みを行ったところです。しかしながら海の生きものの状況を継続的に調査した資料などはまだ多くはなく、方向性を決めるまでには至っていない状況です。今後どのように進めるべきか検討してまいります。

■令和2年度の施策展開

(1)「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の協働による推進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
自然環境評価調査の結果集計と公表(再掲)	自然環境評価調査業務 事業費【40千円】	景観みどり課

(2)生物多様性に配慮した環境整備を促すためのガイドラインの作成

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
生物多様性に係るガイドラインの作成	みどりの基本計画推進事業 事業費【617千円】	景観みどり課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

施策の柱3.1

4Rの推進

目標9

市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和2年度(2020年度)までに614gにします。

【目標担当課:資源循環課】

※平成20年度(2008年度)時点での市民1人あたりの資源物を除いたごみの排出量は763gとなっています。

※目標9は「茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画」と整合性を図った数値としています。

平成30年3月の同計画の改訂に伴い、平成30年度の取り組みより目標値を574gから614gに変更しました。

目標10

リサイクル率(※)を令和2年度(2020年度)までに27.0%にします。

【目標担当課:資源循環課】

※ごみの排出量に占める資源物の割合。①資源ごみとして回収したもの、②収集後の選別処理により回収したもの、③焼却灰の溶融化量等をごみ排出量で除したもの。

※目標10は「茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画」と整合性を図った数値としています。

平成30年3月の同計画の改訂に伴い、平成30年度の取り組みより目標値を34.7%から27.0%に変更しました。

重点施策⑳

リフューズ(要らないものを買わない・断る)

重点施策㉑

リデュース(ごみの排出を抑制する)

重点施策㉒

リユース(繰り返し使う)

重点施策㉓

リサイクル(資源として再生利用する)

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(令和元年度版)」より抜粋)

ア 成果

・マイバッグの推進については、平成15年から28年にかけて、消費者・事業者・行政からなる「エコ・シティ茅ヶ崎マイバッグ推進会議」を中心とした運動を展開しました。この間、大型店のレジ袋辞退者数は約5倍となり、マイバッグで買い物をするという行為は定着してきたと考えられます。当該会議は当初の目的を達成したため平成28年5月に解散しましたが、自治会や事業者に対し、機会を捉えて市による啓発活動を継続しました。

イ 課題

・レジ袋の辞退についてはすでに浸透してきていますが、今後も、食品ロス削減のための計画的な買い物のすすめや過剰包装の辞退など、不要なものを「買わない」「受け取らない」といったリフューズの考え方をライフスタイルに浸透させていくことが必要です。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・リフューズの発信を地道に努力しているのは評価できる。こうしたごみ削減につながる啓発活動は重要なので、社会情勢の変化を見極めつつ、今後も続けてほしい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・リフューズの推進に向け、引き続き様々な機会を通じ啓発を実施してまいります。
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・リフューズの必要性、リフューズの成果を紹介する必要がある。また、浸透に向けて、アピールの仕方は変えたほうが良い。 		<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロプラスチック問題などを背景に、各地で様々な取り組みが行われているところですが、本市においてもその動向を注視しつつ、様々な団体が行うイベントと連携し、マイバッグの持参を呼びかけ、レジ袋の削減に繋げてまいります。また、広報媒体による、これまで実施してきた啓発についても引き続き実施するとともに、令和元年度に予定している「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針(素案)について」の説明会の中でも、啓発を実施してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ・「いらぬものを断る」のは重要であり、レジ袋削減にとどまらず、様々な広報媒体でこの行動を紹介する必要がある。 		

■令和2年度の施策展開

(1)リフューズを念頭に置いた生活様式の定着に向けた啓発事業の推進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
マイバッグ持参の推進に向けた啓発活動	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【2,068千円】	資源循環課
市内事業者へのレジ袋削減の協力呼びかけ		
「ごみ通信ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓発		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(令和元年度版)」より抜粋)

ア 成果

- ・「ごみ通信ちがさき」の発行やコンポストの使用法の発信、出前講座の実施等を通じたごみの排出抑制に関する啓発活動を実施しました。
- ・パネル展示を通じてごみ減量・リサイクル推進店に関する広報を行いました。
- ・家庭ごみの有料化について、市民との意見交換会を実施しました。

イ 課題

- ・市民1人1日あたりのごみの排出量は減少傾向にありますが、家庭から出される燃やせるごみの約4分の1が資源化可能な資源物(プラスチック製容器包装類・紙類)や未利用食品であるという現状があります。引き続き、ごみの減量化について、「ごみ通信ちがさき」等で啓発を行うとともに、家庭ごみ有料化の導入を検討する必要があります。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・広報など、やるべきことを設定し、そのしっかりとした取り組みに加え、様々な啓発を行っている。		・リデュースの推進に向け、引き続き様々な機会を通じ啓発を実施してまいります。
・多岐にわたる取り組みが具体的であり、継続的に実施されている。		
今後検討すべき課題		
・給食残渣の資源化、その費用対効果といった情報を公開してもよいと思う。また、リデュースにむけた取り組みの全体的な見直しが必要である。		・給食残渣の資源化については、資源化に要する費用が課題となり、導入には至っておりませんが、効果的な手法を調査研究することで、引き続き検討してまいります。また、効果的なごみの排出抑制に向けた取り組みについても、検討してまいります。
・啓発活動の結果が見えてこないのも課題である。今後、家庭ごみ有料化等の新しい施策を導入するなら、市民への負担や、費用対効果をしっかり説明する必要がある。		・啓発活動については、リデュース推進に資する基本的な施策として考えており、有効と考える啓発活動については、引き続き実施してまいります。また、ごみ有料化等の新しい施策については、「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針(素案)について」の説明会の中で、ごみ有料化や手数料改定の必要性について、市民や事業者の皆さまの理解が得られるよう、分かりやすい説明に努めるとともに、懸念される不法投棄等への対策の検討を進めてまいります。また、方針策定に向け、パブリックコメント手続き等、所要の手続きを進めてまいります。

■令和2年度の施策展開

(1)ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み内容の周知と行動改善の促進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
「ごみ通信ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓発(再掲)	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【2,068千円】	資源循環課
生ごみ処理容器、家庭用電動式生ごみ処理機の普及啓発、購入補助	ごみの減量化・資源化に関する支援業務 事業費【1,341千円】	

(2)子どもを中心とした学習機会の充実

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
小中学生を対象とした出前講座の実施	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【2,068千円】	資源循環課

(3)事業者に対する簡易包装やばら売りの推進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
ごみ減量・リサイクル推進店の周知と加入促進	ごみの排出抑制推進事業 事業費【36,030千円】	資源循環課

(4)一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画に基づく可燃ごみ減量への取り組み

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
家庭ごみの有料化検討	家庭ごみ有料化導入の検討事業 事業費【16,282千円】	資源循環課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(令和元年度版)」より抜粋)

ア 成果

- ・環境フェアにおけるFKPの実施やリユース食器の活用によって、リユースに関する周知を図ることができました。
- ・出前講座を通じ、リユースに関する周知を図ることができました。

イ 課題

- ・不用品登録制度については、インターネットオークションやリユースショップの普及により一定の役割を終えたと考えられますが、引き続き、リユースの促進に向けた、効果的な情報発信が必要です。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・環境フェアや春の市民まつり、なんでも夜市、市民ふれあいまつり、レインボーフェスティバル等、各種イベントでリサイクル家具の展示を実施したり、出前講座等での環境教育や情報発信ができています。啓発活動もしっかり行われている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・リユースの推進に向け、引き続き施策を実施してまいります。
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・リユース施策の内容や制度、ごみ減量・リサイクル推進店認定店舗の情報が、きちんと市民に伝わっているか、情報発信の方法を検討する必要がある。また、時代の流れや市場に連動した情報発信が必要である。 市のリサイクル率を上げることを目標にしているが、実際はフリマアプリ等の普及により、市への持ち込みが減っているとも考えられる。ごみを減らすことが最終目的であるので、リサイクル率にこだわりすぎないことも大切ではないか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信については、「ごみ通信ちがさき」等の広報紙や、「環境フェア」等のイベントを通して引き続き実施するとともに、「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針(素案)について」の説明会などの直接対話形式での情報発信も実施してまいります。リユース促進の取り組みについては、インターネットオークションやリユースショップの普及により一定の役割を終えたと考えられますが、「環境フェア」や「なんでも夜市」等の催事に加え、公民館まつり等への出展の機会を増やし、リユース事業の普及を引き続き推進してまいります。

■令和2年度の施策展開

(1)家庭用品の再利用促進、各種制度や取り組みの運営推進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
FKP(不要品回収プロジェクト)	環境フェア開催事業 事業費【1,208千円】	環境政策課
環境フェアにおけるリユース食器の活用		
出前講座や環境学習の実施	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【2,068千円】	資源循環課

(2)リユースについての情報集約・発信

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
「ごみ通信ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓発(再掲)	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【2,068千円】	資源循環課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(令和元年度版)」より抜粋)

ア 成果

- ・分別品目の拡充については、びん・かん・ペットボトル・紙類・古布類の5品目に加え、プラスチック製容器包装類・廃食用油・金属(平成24年度～)、小型家電(28年度～)を加えた9品目について回収を行い、資源として再利用を図ることができました。
- ・食品残渣については、実現可能な資源化施策として、引き続き、コンポストの普及等に関する取り組みを推進することができました。
- ・剪定枝の資源化について、収集方法の検討等、導入に向けた取り組みを進めることができました。

イ 課題

- ・リサイクルについては、「ごみ通信ちがさき」や「知ってる?紙の分別」チラシ等で啓発を行っていますが、リサイクルできる紙等が可燃ごみとして出されている現状があり、より啓発に力を入れていく必要があります。
- ・剪定枝の資源化について、令和2年度以降の導入に向け、引き続き取り組みを進める必要があります。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・一般的な資源ごみに加えて、剪定枝やインクカートリッジに対しても対応し、手段や啓発方法の検討も含めしっかりとした取り組みを行っている。		・剪定枝資源化の推進については、収集方法や資源化手法を十分に調査研究した上で、事業内容を検討してまいります。インクカートリッジ里帰りプロジェクトは、茅ヶ崎市商店会連合会と小学生を中心とした取り組みとして進められており、リサイクルが、自然環境のみならず、自分の学校の学習環境の整備にもつながるといった実感を得る有意義な取り組みになっています。リサイクルの推進に向け、引き続き施策を実施してまいります。
・リサイクルの推進に向けて、やるべきことをきちんと継続してやっている。		・リサイクルの推進に向け、引き続き施策を実施してまいります。
今後検討すべき課題		
・リサイクル率が横ばいという結果から、施策単体としてはこの改善につながるよう、プラスチックのごみ出し方法について検討する必要があります。 ただし、ごみ減量が目的ゆえ、リサイクル率だけにこだわるのではなく、減量という全体目標を達成する仕組みも検討してほしい。そのためにも、施策の費用対効果について整理し、明示する必要があります。 また、剪定枝の資源化後の利用方法は、早めの確立を目指してほしい。		・「ごみ通信ちがさき」等での啓発を引き続き実施するとともに、プラスチックごみの出し方に特化した、啓発紙の作製を検討してまいります。また、剪定枝資源化の推進については、収集方法や資源化手法を十分に調査研究した上で、事業内容を検討してまいります。

■令和2年度の施策展開

(1) 資源物における分別品目の拡充と情報発信

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
使用済小型家電の収集	資源化促進事業 事業費【253,906千円】	資源循環課
剪定枝の資源化検討・研究		
インクカートリッジ里帰りプロジェクト	省エネルギー及び地球温暖化対策 に対する普及啓発事業 事業費【425千円】	環境政策課
「ごみ通信ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓発(再掲)	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【2,068千円】	資源循環課
適正分別のための啓発、情報提供		

(2) 食品残さの循環と実施可能な資源化施策の推進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
生ごみ処理容器の利用案内	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【2,068千円】	資源循環課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

施策の柱3.2

地域資源を活かす地産地消の推進

目標11

地元農畜水産物を取り扱う店舗を、令和2年度(2020年度)までに90店舗にします。
*ここで掲げる地元農畜水産物を取り扱う店舗とは、「茅産茅消応援団」参加店舗数を指します。
【目標担当課:農業水産課】

目標12

学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、令和2年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。
【目標担当課:学務課】

目標13

環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。
【目標担当課:農業水産課】

重点施策⑳

地産地消の推進

重点施策㉑

環境に配慮した農業の普及推進

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・保育園給食及び学校給食において、地場産食材を使用したメニューを提供するとともに、「給食だより」等において地場産食材の周知を行うことができました。
- ・各種イベント等を通じて地場産農水産物・加工品の利用促進を進めるとともに、関係機関と協力し、道の駅を見据えた商品開発を行うことができました。

イ 課題

- ・地産地消の推進は、継続した事業の定着を図るとともに、地産地消が環境面に与えるメリットについて周知・啓発を図ることが必要です。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・啓発を中心に様々な取り組みを実施しており、その努力が続けられている。		・地場産作物のPRを通じて、地産地消の推進を継続してまいります。
・保育園給食や学校給食に地場産食材を使用したメニューの提供をしており、また、「給食だより」等でPRを行っているのも、広く市民に知らせる取り組みとして重要である。		・保育園給食における地場産食材の使用及び周知につきましては、食育の観点から引き続き実施してまいります。 ・学校給食では地場産食材の生産者の紹介、地産地消のメリットなどを給食だよりや給食ニュースを通じて周知してまいります。
今後検討すべき課題		
・地産地消のメリットや、環境面への効果を周知するのが重要であり、茅ヶ崎らしい取り組みとしてさらにPRする必要がある。		・農業まつり等のイベントの機会を活用して、地産地消のメリットを周知してまいります。
・教育分野との連携にとどまらず、アピール先（病院、福祉・高齢者施設、保護者対象など）についてもいっそうの工夫が必要といえる。		・関係部局や機関との連携の中で、議論してまいります。

■令和2年度の施策展開

(1) 学校給食における地産地消の推進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
保育園給食における地場産野菜などの使用	児童指導育成事業 事業費【55,255千円】	保育課
地場産野菜と水産物の継続的な使用	学校給食の管理及び運営等に係る事務 事業費【17,514千円】	学務課
全校共通による地場産食材を使用した献立の提供		
茅ヶ崎産新米を使った給食を提供		
児童や保護者への地場野菜使用の周知		
栄養士による茅ヶ崎の農業についての学習、生産者・市場等との連絡調整		

(2) 市内における地産地消の取り組み、方法等の紹介と、地場産農水産物・加工品の利用促進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
地産地消の周知	農産物地産地消推進事業 事業費【18,401千円】	農業水産課

(3) 生産者と地域住民との交流、地場産農水産物・加工品を販売する機会の拡充

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
各種品評会、展覧会、園芸講習会などを通じた地産地消の推進	農産物地産地消推進事業 事業費【18,401千円】	農業水産課
海辺の朝市の支援		
道の駅を見据えた商品開発における連携		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

・市内小学校への堆肥の提供や、循環型農業の学習機会の提供、生産組合長会議への環境保全型農業直接支援対策事業の周知を通じて、環境に配慮した農業の普及啓発を図ることができました。

イ 課題

・引き続き、様々な機会をとらえて、環境に配慮した農業の普及啓発に努めることが必要です。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・循環型農業の学習機会を小学校に提供したり、環境保全型農業の直接支援事業に関する資料を配布したりする等の、地道な取り組みができています。		・関係機関と連携し、環境に配慮した農業について認識を深めていただけるように活動してまいります。
・身近に「農」があるまちづくりの意義も検討され、本施策が展開されているのも、環境活動とまちの将来像が重なる意味で良い取り組みと言える。		・都市農業について、市民の皆様により認識していただける様に活動を継続してまいります。
今後検討すべき課題		
・本施策については、エコファーマーのメリットをもっとPRする必要がある。 ただし、農業と環境との連動については、今後、どのような関連付けが可能か、慎重に検討する必要がある。これにより、庁内連携、取り組みのあり方などを含む次の展開を構想すべきである。		・各種イベント等の機会を活用し、エコファーマーについてPRできるよう検討してまいります。 農業生産活動における環境負荷の低減については、水質・土壌等の保全、生物多様性の保全の観点等が重要であり、引き続き、周知を図ってまいります。

■令和2年度の施策展開

(1) 環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
JAさがみと連携した環境保全型農業推進事業の周知	環境保全型農業推進事業 事業費【1,810千円】	農業水産課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ4 低炭素社会の構築

施策の柱4.1

「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

目標14

市域のCO₂排出量を令和2年度(2020年度)までに約1,492千tCO₂(平成2年度(1990年度)の80%)にします。

【目標担当課:環境政策課】

目標15

エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。

【目標担当課:環境政策課】

重点施策⑳

情報発信・啓発活動の推進

重点施策㉑

家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援

重点施策㉒

市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・地球温暖化防止に向け、環境ポータルサイト「エコネット」の運用、「環境講座」など、多様な方法を駆使して、啓発活動に取り組みました。
- ・事業者の協力を得ながら、「環境フェア」や「エコクッキング教室」等の事業を実施したほか、2市1町で連携した小学生向けのセミナーでは、日本大学に協力をいただき、様々な主体の御協力を得て環境教育を実施することができました。
- ・みどりのカーテン実施者アンケートでは、みどりのカーテンによる室温上昇の抑制を実感できたと回答した世帯が51.7%、温暖化対策への意識の変化があったと回答した世帯が71.6%となり、取り組んだ世帯の多くにとってみどりのカーテンが省エネに取り組むきっかけとなったことが伺えました。

イ 課題

- ・地球温暖化防止には、市民や事業者等に、具体的な取り組みを進めていただくことが不可欠です。継続的、かつ、効果的に取り組んでいただくために、啓発活動の内容、対象、周知方法など、工夫しながら実施していく必要があります。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・エコファミリーの登録世帯数がわずかずつではあるものの増加している。また、これにむけて、多岐にわたる啓発活動を行っていることは十分に評価できる。 施策目標に対し（啓発だけで十分かは問わないものとすれば）、自治体の事業（やるべきこと）がおよそ網羅され、実践されている点が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコネットは、市公式ホームページとは異なり、一部のコーナーは、登録者が直接写真やコメントを投稿することができる仕組みとなっています。この仕組みにより、登録者のエコに関する率直な意見や成果が分かりやすく表現されているところが特徴です。環境の保全と創造は、市の取り組みのほか、市民の皆様の心がけも必要となりますので、エコネットを、茅ヶ崎の環境に愛着をもっていただくためのツールとして活用いただきたいと考えます。 	
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・取り組みそのものは良いが、もっとエコネットを活用し、環境に関心のない層にも関心を持ってもらえるよう、工夫をしながら啓発を行う必要がある。また、CO₂排出量が増加している現状について、市民にさらに知ってもらう必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関し多少の意識はあるものの、行動に移す過程にハードルを感じている市民や事業者が多くあることがアンケートにより明らかとなっています。それらの層に対し、CO₂排出量を抑える行動の起因となるような周知や啓発となるよう、ホームページ、広報紙、twitter、メール配信など様々な取り組みをしていきます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・啓発や情報発信が、その後、どのような個人の行動を誘発し、どのような対策につなげたいか、想定を明示することが今後の改善と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化や気候変動問題は、未然に防止する緩和策と、起こる問題に対し措置をとり被害を防ぐ適応策の構成となりますが、特に適応策については、熱中症対策など、身近な取り組みもあり、ワーストシナリオを含めるなど、効果的な広報を実施し、市民生活に密着した課題であることを投げかけてまいります。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・より具体的には、市の職員の登録をうながすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコネットは市民の皆様に環境の保全や創造に向けた意識を高めていただくことを目的に運用しております。現時点でも市職員の登録者は複数名おりますが、登録数を増やすこともさることながら、環境を保全し創造する意識を持っていただくことが重要であると考えます。エコネットを様々な機会を活用して広めてまいります。 	

■令和2年度の施策展開

(1) 家庭や事業所に対する、省エネや新エネルギーの利用に関する情報発信

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
ポータルサイト「ちがさきエコネット」を活用した情報発信	ちがさきエコネット事業 事業費【1,009千円】	環境政策課
省エネルギーを目的としたコンテストの実施		
「ちがさき環境フェア」の開催	環境フェア開催事業 事業費【1,208千円】	
市民と連携した講座等の実施	環境学習支援事業 事業費【88千円】	
子どもを対象とした環境に関する講座等の実施		
広報紙、タウン紙、ホームページ等を活用した情報発信	市民・事業者・市との環境活動連携支援事業 事業費【80千円】	
2市1町広域連携による啓発活動	省エネルギー及び地球温暖化対策 に対する普及啓発事業 事業費【425千円】	
環境バスツアーの実施(2市1町広域連携事業)		
みどりの保全セミナーの実施(2市1町広域連携事業)		
地球温暖化、省エネルギーに関するアンケート調査		

(2) 省エネツール利用の継続的な普及推進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
省エネナビ、エコワットの貸出	省エネルギー及び地球温暖化対策 に対する普及啓発事業 事業費【425千円】	環境政策課
緑のカーテン用苗の配布		
環境家計簿の提供	ちがさきエコネット事業 事業費【1,009千円】	

(3) 電気自動車等を活用した市民意識の向上

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
電気自動車等展示会の実施	環境フェア開催事業 事業費【1,208千円】	環境政策課
電気自動車用急速充電器の活用による普及支援	省エネルギー及び地球温暖化対策 に対する普及啓発事業 事業費【425千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・太陽光発電設備普及啓発基金を活用し、太陽光の普及啓発を図る事業の一部を補助する制度の運用を開始するため、補助要綱案を作成し、次年度の運用開始の準備を整えました。
- ・NPO法人と連携しながら取り組んだ「茅ヶ崎おひさまクレジット事業」では、蓄積されたカーボンオフセットを、㈱オーテックジャパン及び、㈱湘南貿易に活用していただき、新エネルギーの導入から環境価値の創出に至る過程によるインセンティブを、市民と事業者で共有していただくことができました。

イ 課題

- ・電気自動車購入補助事業については平成29年度で終了としたことから、新たな支援策の導入が課題となっています。
- ・国のJ-クレジット事業に参加している茅ヶ崎おひさまクレジットは、プロジェクトの認証対象期間が令和2年度で終了するため、その後の事業展開が課題となっています。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・商店街街路灯LED化の促進をはかっている。これは、省エネ化とともに、道路の安全にもつながり、公共政策の一面として良い結果といえる。		・商店街街路灯のLED化率は、平成29年度の63%、平成30年度は73.5%と年々上昇傾向にあります。省エネに加え、茅ヶ崎市商店街共同設置街路灯電灯料等補助金の対象となる電気料金の削減にもつながることから、引き続きLED化の促進に努めていきたいと考えています。
・こうした茅ヶ崎市の努力を多としたい。これからも、持続的に支援を展開しながら、茅ヶ崎市としての望ましい支援体制を確立してほしい。		・環境を取り巻く社会情勢は刻々と変化しております。時期を捉え、効果的な事業の実施や継続的な情報提供に努めます。
今後検討すべき課題		
・省エネ機器の導入には費用がかかるので、今後の普及には難しさが残る。金銭的な支援とは別の支援策の検討を急いでほしい。		・市民ニーズの把握に継続的に取り組みながら、御家庭や事業者の省エネルギーの取り組みや環境配慮のヒントとなるような情報の発信など、効果的な事業を実施してまいります。
・普及経過を勘案すると、太陽光発電設備の修理・保守費用への支援・補助も検討する必要がある。		・近年の太陽光発電設備の導入価格は、補助制度開始当初に比べ6割程度まで下がってきており、導入しやすくなっています。今後も普及が見込まれるため、平成28年度をもって設置に関する補助事業を終了いたしました。 一方、太陽光発電設備普及啓発補助金を活用し、事業者や市民活動団体が公益的な施設に太陽光発電設備を設置し、普及啓発活動を行っていただけるよう市ホームページなどを活用し啓発しております。さらに今後は、様々な情報媒体を活用し、省エネルギーや環境配慮の取り組みに関する継続的な情報発信に努めてまいります。
・総合的には、従来策を延長するだけでは限界がある。どのようにこの取り組みを続けるか、その答えを提示すべき時期といえる。		

■令和2年度の施策展開

(1) 家庭・事業所における省エネ機器や新エネルギー利用設備、電気自動車の導入等に対する補助事業

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
商店街街路灯LED化に対する補助事業	商店街振興支援事業 事業費【16,242千円】	産業振興課
太陽光発電普及啓発基金を活用した団体・事業者向け太陽光発電設備設置補助事業	太陽光発電設備普及啓発事業 事業費【2,000千円】	環境政策課

(2) 太陽光発電に関する新たな事業の展開

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
太陽光発電クレジット制度の周知と参加者募集	太陽光発電クレジット事業 事業費【72千円】	環境政策課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・平成31年1月供用開始の「茅ヶ崎公園体験学習センター」は、屋上に太陽光発電設備を設置し、今後、エネルギーの有効活用を図りながら運営することができる施設として開館しました。
- ・小・中学校をはじめとした市内公共施設においてLED照明を導入し、省エネルギー化を図りました。
- ・小・中学校への空調設備の導入にあたっては、高効率空調機器を選定し、省エネルギー化を図りました。
- ・環境事業センターの基幹改良工事は、平成29年度に完了し、30年度は1日あたりの消費電力量が減少する一方、発電電力量が増加し、CO₂の削減につながりました。

イ 課題

- ・今後設置を検討する公共施設等について、時期を捉えながら、省エネ機器等の導入を推進していく必要があります。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・財政状況が厳しき折、取り組みを継続し、公共施設のLED化や熱の効率利用に努力している。また、自治体としての省エネ・新エネの活用ができており、高効率機器の導入にも取り組んでいる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のLED化を進め、また、公共施設の新設にあたっては、高効率機器の導入や再生可能エネルギーの導入などに取り組んでまいりました。各施設におけるエネルギー使用量については、オンタイムでの集計には及んでおりませんが、取り組みや成果が実感できるなど、更なる省エネにつなげていけるよう検討してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ・これら成果が環境面からきちんと評価され、今後のデータ蓄積により成果として明示されることを望む。 		
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・財政状況が厳しいからこそ、機器・備品等の導入・購入にも限界があり、これに頼るだけでは温暖化防止の目標達成にも行き詰まりが生じる。これから、目標にむけてどう柔軟に対応していくかを検討してほしい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい財政状況であり、温暖化防止対策には、設備投資が伴う施策を複数実施することは難しいですが、啓発などのソフト事業を中心に、効果的な施策を実施してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ・すでに、環境事業センターの焼却効率を改善したようなので、さらに発電効率を高める方法を検討してはどうか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年から29年に実施したごみ焼却処理施設の基幹改良工事に合わせて、蒸気タービン発電機の出力を1,800kWから3,000kWに更新し、発電効率は8%から12%に向上しました。さらに発電効率を高めるためには、発電設備の更新や変電設備の新設など、さらなる施設の大規模な改修が必要となります。

■令和2年度の施策展開

(1) 行政活動に伴うエネルギー消費や温室効果ガスの排出削減に向けた新技術等の導入

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
防犯灯事業におけるLED灯具の設置及び維持管理	LED防犯灯の設置及び維持管理による防犯対策事業 事業費【65,014千円】	安全対策課
ごみ焼却炉から発生する熱の有効利用	ごみ焼却処理施設余熱利用による売電 (行革重点推進事業名) 事業費【130,422千円】	環境事業センター
特定規模電気事業者(PPS)の活用促進	環境マネジメントシステム推進事業 事業費【515千円】	環境政策課
公共施設への省エネ機器等の導入促進	小学校施設整備事業 事業費【86,649千円】	教育施設課
	中学校施設整備事業 事業費【96,357千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ4 低炭素社会の構築

施策の柱4.2

交通行政における温室効果ガスの排出削減

目標16

市民1人あたりの年間公共交通利用回数を令和2年度(2020年度)までに455.5回にします。

【目標担当課:都市政策課】

※市民1人あたりの年間公共交通利用回数:鉄道、路線バス、コミュニティバスの利用者数をその年度の人口で割ることにより算出します。

※鉄道利用者数はJRの各駅(茅ヶ崎駅、北茅ヶ崎駅、香川駅、辻堂駅)の乗降者数であり、本市以外からの利用者も含んでいます。

重点施策③⑩

乗合交通の利便性向上

重点施策③⑪

徒歩・自転車利用の促進

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

・「茅ヶ崎市総合交通プラン」を踏まえ、コミュニティバスのコース変更や乗合所の新設、停留所の修繕を行い、乗合交通を利用しやすい環境づくりを行うことができました。

イ 課題

・急速に進む高齢化に対応するため、「将来利用する可能性がある高齢者等への乗り案内」等、公共交通の利用環境を整えていく必要があります。また、コミュニティバスの利用促進のため、さらなる啓発が必要です。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・乗合交通機関を利用しやすい環境づくりに取り組んでいる。利用促進策であるルート、本数、バス停の検討は評価できる。		・今後も引き続き、適正な運行ルートの見直しや、需要に応じた運行本数の検討を進めてまいります。
・乗合交通は、環境面に加え、暮らしやすさの提供や、高齢化に対応したまちづくりにもつながるため、大切な取り組みといえる。		・コミュニティバスの運行については、今後も都市部局や環境部局、福祉部局で情報を共有しながら取り組みを進めたいと思います。
今後検討すべき課題		
・温暖化防止と乗合交通の利便性をどのようにつなぎ評価するか、いっそうの工夫が必要である。時代とともに変化する乗合交通の意味を検討しつつ、その結果を施策につなげる循環的な発想が望まれる。		・乗合交通の利便性向上は、高齢化が進む中、安全で快適な移動を求める市民ニーズに対応する、重要な取り組みと考えます。自家用車から乗合交通への移動手段の転換は、一般的に環境負荷の低減に寄与するものと考えられますが、利便性向上による乗合交通利用者の増加が、環境負荷の低減と必ずしも同義ではないことは認識しており、交通施策が環境面に及ぼす効果については、次期環境基本計画の策定作業のなかで、整理してまいります。
・環境面をアピールするなら、乗合交通と自家用車の比較など、多面的な温暖化防止効果の資料が必要である。もう一方で、燃料電池バスの導入など、アピール効果を期待した、思い切った展開も検討すべきかもしれない。		・乗合交通と自家用車の比較は、ケースバイケースで単純な比較は難しい状況です。燃料電池バスの開発が進んでいることは把握していますが、導入コストや既存バスとの関係性等、検討が必要です。燃料電池自動車や電気自動車に関する新技術等については、環境フェアなどの機会を捉えて、積極的にアピールしていきます。
・都市と生活と環境という話題をつなぐ施策ゆえ、縦割りではなく連携して事業を行う必要がある。		・高齢化などの社会状況の変化への対応、交通が環境に与える負荷の低減など、市としての課題を共有し、同時解決が可能な取り組みについては連携して効果的な施策を検討します。

■令和2年度の施策展開

(1) 乗合交通を利用しやすい環境づくりに向けた公共交通機関ネットワークの整備

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
ノンステップバスの導入(事業者に対する要望)	乗合交通整備計画推進事業 事業費【2,298千円】	都市政策課
地域公共交通の利用促進、運行改善(ルート、本数、バス停環境等)		
サイクルアンドバスライドの整備及び適正管理	ちがさき自転車プラン推進事業 事業費【3,314千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・民設自転車駐車場の開設促進のため、民設自転車駐車場に対する補助金交付の情報提供を行うことができました。
- ・自転車利用の安全性を確保するため、交通安全教室等の自転車利用ルールの周知を行うことができました。

イ 課題

- ・人身事故の自転車に関する事故の割合は依然として高く、自転車利用の促進に併せ、引き続き自転車ルールの遵守・マナーアップに向けた取り組みをさらに強化する必要があります。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・本施策に関するさらなる取り組みや努力は、継続的に期待するところである。 ・自転車利用の促進のために道路改良工事や、自転車走行区間の整備など、ハード面の整備については評価できる。また、工夫の余地はあるものの、マナー啓発などのソフト面の取り組みも行われていることから、総合的に見て、良い取り組みが行われている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、庁内関係課にて連携し、「第2次ちがさき自転車プラン」に位置付けられた様々な施策を実施することで、「人・自転車を優先したまちづくりを進めます。 マナー啓発などソフト面の取り組みについて、より効果的な啓発ができるよう引き続き工夫しながら取り組みを行っていきます。
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・環境面から自転車を推進するのは、直感的に理解できる。それならば、マナー啓発や、警察等と協力による取り締まり方法の改善は、本施策のもう一つの努力目標といえる。関係組織との協力がいっそう望まれる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・これまで「第2次ちがさき自転車プラン」に基づき「人・自転車を優先したまちづくりを進めています。今後も庁内関係課及び関係機関等とのより一層の連携を図りながら、交通安全対策の推進に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・努力が実り、自転車利用者が増えるならば、事故発生可能性も高まる。今後、ますます市民の自転車ルールの徹底とマナー改善を目指す必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・今後も自転車利用の促進と合わせ、自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上が図られるよう啓発を継続していきます。

■令和2年度の施策展開

(1) 歩行者の安全、自転車利用の利便性・安全性向上

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
自転車利用ルールの周知	交通安全教育及び啓発等事業 事業費【15,736千円】	安全対策課
民設自転車駐車場に対する補助金交付の情報提供と開設促進	自転車駐車場管理運営及び施設整備事業 事業費【63,478千円】	
公設自転車駐車場設置に向けた検討		
既存の公設自転車駐車場の維持管理と利便性向上	道路舗装修繕事業 事業費【84,189千円】	道路管理課
視覚障害者誘導ブロック設置工事		
歩車道段差解消工事		
歩道切下げ部改良工事	下寺尾芹沢線道路改良事業 繰越明許費【24,023千円】	道路建設課
道路改良工事(下寺尾芹沢線)		
自転車走行空間の整備	ちがさき自転車プラン推進事業 事業費【3,314千円】	都市政策課

(2) レンタサイクル事業の実施と新たな取り組みの検討

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
シェアサイクル事業の検討・実施	ちがさき自転車プラン推進事業 事業費【3,314千円】	都市政策課

(3) サイクルアンドバスライド事業における施設の適正な維持管理と利便性向上

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
適正な維持管理と地域の需要に応じた設置検討	ちがさき自転車プラン推進事業 事業費【3,314千円】	都市政策課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱5.1

本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成

目標17

庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。

【目標担当課:環境政策課・景観みどり課】

重点施策⑳

庁内の環境意識の向上

重点施策㉑

庁内における人材育成

■平成30年度の取り組みによる成果と課題
（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・茅ヶ崎市環境マネジメントシステム(C-EMS)研修は、平成30年度から各課かいの実務を担うリーダーと担当者に対象を変更し、現場での更なる環境意識向上を図りました。
- ・C-EMSの外部監査では、C-EMSがおおむね適切かつ効果的に運用されていると評価され、研修等による庁内周知が図られているものと考えられます。また、平成30年度初の試みである全課を対象とした「外部監査結果報告会」では、優良事例や課題の共有を行い、全庁での環境意識の向上につなげました。
- ・生物多様性に係る研修のアンケート結果では、回答者の9割以上が「生物多様性についての理解が深まった」と回答しており、生物多様性の大切さについて周知が図れたものと考えます。
- ・外部研修の参加については、各担当課で積極的に行われています。

イ 課題

- ・C-EMSの外部監査の中で、一部の施設において「フロン排出抑制法」に基づく簡易点検や点検記録の保存が実施できていないという事項及び、「毒物及び劇物取締法」に基づく保管場所の掲示の誤表記に関する事項の2点が「改善事項」とされました。今後、事務局において実施する庁内研修の中で再度法令遵守についての周知を図ります。
- ・職員が環境に関する知識を習得することができるよう、引き続き、研修会の活用等、取り組みを推進する必要があります。
- ・C-EMSの表彰制度については応募数が減少傾向にあります。優れた取り組みをより多く抽出し、水平展開するため、応募増につながるような手法を検討します。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・庁内の研修会、報告会を開催し、関係職員の情報交換・情報共有等を行っている。特に温暖化対策にも直結するC-EMSを活用し、これが適切かつ効果的に運用されている。この取り組みが庁内で熱心に行われており、大いに評価できる。		・C-EMSを中心とした環境に関する庁内の取り組みは、研修や外部監査など様々な機会において、なるべく多くの職員との係わりをもちながら進めております。また、外部監査などを通じて表見した効果的な取り組みを、表彰制度等を通じて庁内で共有し、拡散していく仕掛けについては、継続的に取り組んでまいります。
・各種表彰制度の実施とその継続は、庁内の環境啓発・人材育成に繋がっていて、望ましい。		
・外部への職員派遣は有意義である。		・今後も、職員に必要な知識や技術を習得することのできる研修への派遣を進めていきます。
今後検討すべき課題		
・外部監査での改善事項の改善に努める。		・外部監査結果は直接対象課かいに対し、改善方法のアドバイスも添えて伝え、改善に向けた取り組みを促しております。
・生物多様性に関しては、各行政部局の施策との具体的な擦り合わせについてさらに意識・理解を深めることが肝要である。また、庁内研修に限らず、外部(県や全国)の会議・研修にも参加していくことも重要であり、そのための予算も増やすべきである。		・「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の取り組み内容の周知や、自然環境庁内会議など、多様な手法で庁内連携に取り組めます。
・職員の意識向上が具体的な行政効果に結びついているか、という評価も必要である。人を育てること、各種の取り組みとの連動が、明確になっていない印象である。		・環境をテーマとした様々な職員研修を通して、職員がそれぞれ業務における環境との関係性を意識できるよう促しております。実感を伴う研修などについては、非常に重要であり有効であると考えます。今後の研修等に生かしてまいりたいと考えます。
・市をあげて環境に取り組む姿勢を市民に示すためにも、職員はちがさきエコネットに登録することが望ましい。		
・知識だけでなく、業務における実体験・経験に基づく動機づけも重要である。		・ちがさきエコネットは、市民や事業者の皆様が、地球温暖化対策に関する情報を簡単に入手でき、行政も含めた3者が双方向で情報をやりとりできるポータルサイトとして運用しています。市民や事業者の皆様は、ちがさきエコネットの魅力を発信し、有効に活用していただくことができるよう周知することを優先に取り組めます。また、職員向けには研修等の機会を通じて周知を図ってまいります。

■令和2年度の施策展開

(1) C-EMSに基づく庁内の環境意識向上と環境配慮行動の実践

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
C-EMS課内研修、新採用職員研修、マネージャー研修	環境マネジメントシステム推進事業 事業費【515千円】	環境政策課
C-EMS外部監査		
C-EMSレターの発行		
表彰制度「茅ヶ崎市エコオフィス賞」、「茅ヶ崎市エコ管理賞」の実施		

(2) 自然環境、生物多様性についての職員への周知

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
「茅ヶ崎市みどりの基本計画」に係るヒアリング及び周知	みどりの基本計画推進事業 事業費【617千円】	景観みどり課
都市部局への異動職員への研修		
庁内イントラネットや通知による周知		
自然環境庁内会議の定期開催	環境基本計画の進行管理・策定事務 事業費【7,850千円】	環境政策課
環境部局への異動職員への研修		
環境基本計画(生物多様性)に係る庁内研修	市民・事業者・市との環境活動連携支援事業 事業費【80千円】	

(3) 知識や技術を習得するための研修の支援、環境に関する専門的知識を有する職員の育成

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
各種研修会への職員派遣	職員研修に関する事務 事業費【8,015千円】	職員課
職員研修報告会の実施		
各種研修会への職員派遣	部内調整事務 事業費【35千円】	環境政策課
各種研修会への職員派遣	みどりの基本計画推進事業 事業費【617千円】	景観みどり課

(4) 階層別職員研修の実施

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
新採用職員研修	職員研修に関する事務 事業費【8,015千円】	職員課
担当主査級職員研修		
課長補佐級職員研修		
課長級職員研修		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱5.2

市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

目標18

市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。

【目標担当課：環境政策課】

重点施策③④

意識啓発・人材育成

重点施策③⑤

現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(令和元年度版)」より抜粋)

ア 成果

- ・みどりの情報紙「ちが咲き」の発行、Facebookでの情報発信、市ホームページでの「景観みどりに係る市民団体」の一覧やマップの掲載、「参加してみよう! 環境活動」ページでのイベント情報掲載等積極的な情報発信を行うことで、環境意識の向上に資することができました。
- ・引き続き、市民活動団体等との協働により、自然環境、地球温暖化対策、資源循環等環境に関する講座を開催し、多くの市民の参加を得ることができました。
- ・社会教育においても、各公民館での学習機会の創出のほか、「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」における自然環境に関する講座の実施等、様々な機会を捉えた学習の場を創出できました。

イ 課題

- ・今後も情報発信の方法の改善に努めながら、啓発活動の内容、対象など、工夫しながら継続していく必要があります。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・情報発信、意識啓発、講座等の開催、学習機会の創出等を、様々な場面、機会を捉えて継続的に行っている。本施策は、情報発信を続けることが肝要であるため、自治体として地道に取り組み続けている点を評価したい。多様なメディアを用いた情報発信、情報提供の実践は、誰もが入手できる情報となるため、今後も期待する。		・意識啓発に関しては、継続的な取り組みが重要であり、今後も引き続き実施します。情報発信については、広報紙等の紙媒体、ケーブルテレビ等のメディア媒体、ホームページやSNS等の電子媒体など、様々な媒体があり、ターゲットを意識して複数の媒体を組み合わせることにより、効果的な広報活動を実施していきます。
・エコネットの登録者が増加している(ただし、微増である点は残念)のも努力の成果と言える。		・今後もより一層の登録者の増加を目指し、コンテンツに様々な仕掛けを検討してまいります。
今後検討すべき課題		
・環境基本計画の推進には、より多くの市民の理解と協力が不可欠であることから、市民の意識啓発や人材育成が重要である。能動的な意識啓発に繋げていくことが望ましい。		・よりよい環境を将来世代に引き継ぐには、多様な主体が自ら環境に配慮した行動を実践することが重要です。今後も環境について学び、行動する機会を創出する等、多くの方々が環境に配慮した行動を実践できるまちを目指し、取り組みを進めます。
・市民に向けてよりわかりやすく情報発信するために、内容や発信の仕方等に工夫が必要である。高齢者は紙媒体、若者はインターネットと、世代によって情報の収集源が異なるため、効果的な情報発信についてさらに工夫する必要がある。		・情報発信については、広報紙等の紙媒体、ケーブルテレビ等のメディア媒体、ホームページやSNS等の電子媒体など、様々な媒体があります。情報発信をする際には、ターゲットを意識して、複数の媒体を組み合わせることにより、効果的な広報活動を実施していきます。

■令和2年度の施策展開

(1)市内の環境情報、市民活動団体・事業者・市等の環境への取り組みに関する情報等の発信

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
広報紙、タウン紙、ホームページ等を活用した情報発信(再掲)	市民・事業者・市との環境活動連携支援事業 事業費【80千円】	環境政策課
ポータルサイト「ちがさきエコネット」を活用した情報発信(再掲)	ちがさきエコネット事業 事業費【1,009千円】	

(2)環境に関する講座等の実施

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
「ちがさき環境フェア」の開催(再掲)	環境フェア開催事業 事業費【1,208千円】	環境政策課
市民と連携した講座等の実施(再掲)	環境学習支援事業 事業費【88千円】	
子どもを対象とした環境に関する講座等の実施(再掲)		
環境バスツアーの実施(2市1町広域連携事業)(再掲)	省エネルギー及び地球温暖化対策 に対する普及啓発事業 事業費【425千円】	
みどりの保全セミナーの実施(2市1町広域連携事業)(再掲)		
ごみ処理施設見学	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【2,068千円】	資源循環課
各公共施設における環境に関する講座の実施	社会的要請課題をテーマとした事業(公民館)・ 子ども事業(公民館) 事業費【2,069千円】	社会教育課
	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業 事業費【745千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・環境美化や資源循環、緑化等に取り組む個人や事業者、団体に対する補助事業の継続的な実施や、自然環境保全ボランティアあっせん制度による保全作業への人的支援、広報紙や市ホームページ等を活用した市民団体の活動の周知等により、環境保全の取り組みを支援することができました。
- ・市民団体への支援として、新たに環境学習会に関する講師派遣事業を制度として開始することができました。
- ・環境フェアや広報紙、市ホームページにより各主体の取り組みを市内外へアピールする機会を提供することができました。

イ 課題

- ・「環境学習会に関する講師派遣事業」については市民団体への積極的な周知を行い、活用を図る必要があります。
- ・市民活動団体等への補助事業や人的支援等をしているところですが、更なる効果的な支援に努めるため、ニーズの把握が必要です。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<p>・海岸・公道、公園等の公共的な場所の環境美化、資源物回収や、市民活動団体や事業者に対して、様々な補助制度や支援を、効果的に継続性を保ちながら実施している。</p> <p>・情報の提供を、継続して、積極的に行っているのは意味がある。加えて、市民活動団体や事業者等が行う様々な取り組みに対して、補助・支援が続けられている。これら自治体からの支援は、市民活動にとって有効である。</p>		<p>・今後も継続的に市民活動団体や事業者への支援を継続的に実施していきます。</p>
今後検討すべき課題		
<p>・市民団体のニーズの把握や情報交換のできる仕組みづくりや、団体間の調整・総合化に関する行政の支援が必要ではないか。また、環境関連団体へのげんき基金の活用など、既存の制度を効果的に活用できるような工夫も重要である。</p>		<p>・環境基本計画の進行管理における自然環境団体へのアンケートやヒアリング、各種イベントでのアンケートの実施など、機会を捉えて市民団体のニーズの把握や情報交換の場の設定に努めています。市民団体を支援する制度については、市の取り組みのほか、民間の助成金等に関する情報も含め、環境に関する団体等名簿の登録団体に随時メールにて情報提供しているところです。今後も積極的な情報提供を行います。</p>
<p>・市民などによる環境学習会への講師派遣事業は、活動実績がなかったのは残念である。市民に活用してもらうため、PR方法を工夫してほしい。講師派遣制度等の活動支援の充実を図る工夫や地域活性化と結びつけた活動の工夫も必要である。</p>		<p>・平成30年度12月より開始した環境学習会に関する講師派遣事業は、事業実施に向けた相談があったものの、30年度内の実施には至りませんでした。令和元年度は当該事業として、市民活動団体「相模川の河畔林を育てる会」主催の「夜風の中で虫の鳴き声を聞こう」に講師の派遣を行いました。今後も市ホームページでの周知やイベント等でのちらしの配布等を通じて、制度の活用を呼びかけます。</p>
<p>・環境政策の推進のためには、環境部局だけでなく、それ以外の部局とも連携して、より広範な市民の協力を得ていく必要がある。</p>		<p>・環境に関しては、自然環境の保全や地球温暖化対策等、幅広い分野で様々な方々が活動しています。環境部局のみならず、それぞれの活動主体に関連する部局と連携し、情報共有を図りながら、幅広い方々へアプローチすることで、取り組みを支援してまいります。</p>
<p>・昨今の市民団体の構成員の高齢化に関しては、注視し続ける必要がある。</p>		<p>・既存団体の構成員の高齢化については認識しているところです。市では、担い手不足の市民団体とボランティアに興味のある方をつなぐ、自然環境保全ボランティア斡旋制度等で、支援を行っているところです。少子高齢化が進むなか、今後は、より若い世代の環境意識を向上させ、自主的な行動につなげていく取り組みが必要です。</p>
<p>・海岸のごみ箱の設置とごみの持ち帰りの徹底、海洋プラスチックや漂着物の清掃など、海岸保全のあり方に統一感をもって臨んでほしい。</p>		<p>・海岸に設置されているごみ箱はボランティア清掃専用のごみ箱であることの周知や自ら持ち込んだごみは持ち帰りを徹底する啓発など引き続き行います。また、海洋プラスチックや漂着物については、神奈川県や公益財団法人かながわ海岸美化財団などと連携し、海岸清掃だけでなく、排出抑制に関する啓発も併せて行います。</p>

■令和2年度の施策展開

(1) 市民活動団体や事業者に対する効果的な支援

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
環境美化推進事業	美化推進事業 事業費【1,118千円】	環境保全課
環境美化に関する民間団体補助事業		
資源回収促進地域補助金制度	ごみの排出抑制推進事業 事業費【36,030千円】	資源循環課
「茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会」への支援	みどりの基本計画推進事業 事業費【617千円】	景観みどり課
環境保全活動をしている市民団体への支援		
環境学習会に関する講師派遣事業	市民・事業者・市との環境活動連携支援事業 事業費【80千円】	環境政策課

(2) 環境に関する取り組みを市内外へPRする機会の提供、活動の促進、市民への普及、自主的な参加拡大

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
「ちがさき環境フェア」の開催(再掲)	環境フェア開催事業 事業費【1,208千円】	環境政策課
広報紙、タウン紙、ホームページ等を活用した情報発信(再掲)	市民・事業者・市との環境活動連携支援事業 事業費【80千円】	
ポータルサイト「ちがさきエコネット」を活用した情報発信(再掲)	ちがさきエコネット事業 事業費【1,009千円】	
エコ事業者認定制度の活用		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱5.3

学校における環境教育の充実

目標19

各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

【目標担当課:環境政策課】

重点施策③⑥

地域と連携した環境教育

重点施策③⑦

学校における取り組みの支援

■平成30年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和元年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」や「環境学習News」の発行を通じ、環境学習に役立つ教材の提供や出前授業の紹介、各校の特色のある取り組みや体験型環境学習の共有を行い、環境学習の支援を行いました。
- ・学校版環境マネジメントシステム（スクールエコアクション）の導入により、市内の全小中学校において継続的な環境活動の実践が図られています。スクールエコアクション発表会等、取り組みの成果をPRする場を環境フェアに設けることで、多くの小中学生に環境フェアへの参加を促し、環境への関心の向上を図ることができました。

イ 課題

- ・事業者や市民活動団体との連携による環境活動プログラムの提供については実現には至っておらず、環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」の発展的な活用等を視野に入れた検討が必要です。
- ・出前講座（茅ヶ崎市の環境）については、数年依頼がないため、内容の見直しを検討する必要があります。
- ・スクールエコアクションについては、各校の特色ある取り組みを他校でも展開し、活動の活性化に繋げる仕組みの検討が必要です。また、報告書の記載内容が固定化する傾向が見られることから、新たな取り組みの検討が必要です。

■平成30年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・環境に関する情報発信を継続的に行っている。		・今後も、「環境学習News」や「ちがさきエコスクール」において、学校への取材記事を掲載するなど、学校相互の取り組みの情報交換のツールとしても活用できるよう、内容を充実させていきます。
・学校への情報提供や出前授業が継続的に行われているのはたいへん良い。自治体の積極的な取り組みにより、子どもたちがよく考え、適切に行動するようになり、さらには大人にも伝わるという連鎖がみられ、施策として望ましい展開と言える。		・今後も「環境学習News」や「ちがさきエコスクール」において環境学習メニューを情報発信し、利用促進を目指します。
・スクールエコアクション発表会は小中学生の環境への関心の向上に繋がっており、評価できる。		・発表会を通じ、これまでの取り組みの振り返りや、活性化につながり、また、他校の取り組みからも新たな気付きが生まれるなど成果が見られました。今後も小中学校の取り組みを紹介する機会を継続し、環境意識の向上を図ります。
今後検討すべき課題		
・市内小中学校への出前講座のさらなる推進。ある事例を他校にも紹介したり、各地域の環境学習実践とうまく連携できるよう、総合的な視野から実施方法の検討を続ける必要がある。		・実施回数が少ない出前講座メニューについては内容の見直しを検討します。また、「環境学習News」での事例紹介を継続するとともに、市民団体や事業者の出前講座を含めてデータベース化するなど学校が使いやすい、使いたいと思えるシステムと内容を検討します。
・環境政策の推進のためには、環境関係部局と地域や学校の担当課等の部局との連携が重要である。		・児童、生徒の環境意識を育て、実践することで、家庭、地域に取組みが広がることが期待されます。今後もスクールエコアクションの推進とともに、環境関連部局による出前講座の充実、市民活動団体の協力による地域資源を活かした環境学習の機会の提供等、環境に関する取り組みに参加できる機会を整え、行政、地域、学校が連携し、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。
・スクールエコアクションの取り組みは望ましいが、教職員の負担にならないよう、取り組み内容について今後も協議と検討を続ける必要がある。		・より使いやすく効果の上がりやすいシステムになるよう、学校のニーズの把握と、内容の見直しを検討します。
・学校に関連する取り組みに比べ、地域との連携した活動が少ないように見受けられる。地域との連携した活動の充実にもぜひ取り組んでほしい。		・スクールエコアクションに基づき学校生活の中での環境活動を継続的に実践するとともに、地域資源を活かした環境学習についても各学校で実施しています（進捗状況報告書p83参照）。取り組んでいない学校もあることから、地域資源を活かした環境学習について、「環境学News」等を活用し情報発信していきます。また、出前授業等のデータベース化について検討します。

■令和2年度の施策展開

(1)環境教育の充実に向けた情報提供の仕組みの構築・運用

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」掲載情報の随時更新	環境学習支援事業 事業費【88千円】	環境政策課
学校関係者へのエコスクール周知		

(2)スクールエコアクションの導入・運用と学校生活での環境活動の実践

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
スクールエコアクションに基づく取り組みの促進	環境マネジメントシステム推進事業 事業費【515千円】	環境政策課
スクールエコアクション報告会の実施		

(3)学校の環境教育に対する支援等

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び令和2年度事業費(※)	担当課
教員向けの環境学習情報誌の発行	環境学習支援事業 事業費【88千円】	環境政策課
出前授業の実施(茅ヶ崎市の環境)		
出前授業の実施(河川水質調査)	環境保全啓発指導事業 事業費【1,406千円】	環境保全課
出前授業の実施(ごみの分別)	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【2,068千円】	資源循環課
「パッカー君のごみ探検」の配付		
自然観察会等への支援	みどりの基本計画推進事業 事業費【617千円】	景観みどり課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の令和2年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

Ⅱ. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(令和元年度版)に対する答申

令和元年6月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書」について、茅ヶ崎市環境基本条例第22条の規定により、茅ヶ崎市環境審議会に諮問したところ、元年10月に答申をいただきました。本書のⅠ章では、この答申内容を受けて市が検討した施策展開についてお示しています。

また、本答申については、市ホームページでもご覧いただけます。

茅ヶ崎市環境審議会 答申

検索 

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）
進捗状況報告書（令和元年度版）に対する答申

令和元年 10 月 25 日

茅ヶ崎市環境審議会

はじめに

人間は自らが生活する環境を自らの活動により悪化させてしまうことが少なくない。このため人間そのものを含めた持続可能な社会を目指すには、常に環境を意識することが大切である。

茅ヶ崎市環境審議会では、茅ヶ崎市長からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」に位置付けられた重点施策の進捗状況の評価と、進捗状況に対する意見具申の諮問を受け、その進捗状況について、担当課の実施状況と自己評価ならびに市民のご意見を参考にして、茅ヶ崎市環境審議会としての意見を取りまとめ答申を行った。茅ヶ崎市環境審議会としての答申作成にあたっては、前年度と同様に、環境審議会委員をテーマ 1、2、5 をあつかう「自然環境分科会(園原和夏分科会長以下 6 名)」と、テーマ 3、4、5 をあつかう「生活環境分科会(山田修嗣分科会長以下 6 名)」に分け、分科会として進捗状況に対する協議を行い分科会の評価結果とした。これを各分科会長から審議会に報告して頂き、共通するテーマ 5 については全員で協議したのち全テーマを取りまとめた環境審議会答申を作成した。また、評価の過程で得られた課題や今後検討すべきこと、具体的な提案等を意見として付記した。

環境審議会は市の職員でない委員による外部評価を行うが、一般に外部評価では被評価者が作成した資料に依存するのではなく、現場の状況に基づいて評価する必要がある。市民や事業者の環境活動を取りまとめて市民・事業者の参画の中心となってきた環境市民会議「ちがさきエコワーク」が平成 27 年度末に解散したことにより、これまで「ちがさきエコワーク」から参加していた環境審議会委員が不在となった。そのため実際に環境に関する活動を行っている市民団体として自然環境分科会で 10 市民団体から、自然環境の現状は良い方向に進んでいるか、平成 30 年度に見られた自然の人為的改変、団体による取り組み、などについてアンケートを行い、分科会にて報告と質疑応答を行った。

本答申を活用されて、未来のすばらしい茅ヶ崎市の豊かな環境共生社会が構築され、日本の未来に貢献されることを期待する。

末筆ながら、本答申作成に際し、茅ヶ崎市環境審議会の各委員の皆様をはじめ、市役所の環境関連部局の職員の皆様のご尽力、ご協力に感謝申し上げます。

令和元年 10 月

茅ヶ崎市環境審議会 会長 小池 文人

**茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(令和元年度版)に対する
茅ヶ崎市環境審議会としての意見
(目標及び重点施策の平成30年度の進捗状況について)**

1. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の特徴と本評価の特徴

環境問題は比較的新しい課題であり、環境を扱う部門は行政組織のみならず社会の様々な場面で多様な分野に分散配置されている。このため責任ある対応が難しい状況になりやすく、これを防ぐため、茅ヶ崎市では市内の環境全般を扱う環境基本計画を上位の行政計画と位置づけ、市民のまわりの総合的な環境の向上を図っている。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、(1)人の健康と生活環境に関するもの(公害・生活環境問題)、(2)自然環境に関するもの(自然環境問題)、(3)都市環境に関するもの(都市環境問題)、(4)環境の負荷に関するもの(資源・エネルギー・廃棄物問題)、(5)地球環境保全に関するもの(地球環境問題)を扱うが、その中でも比較的新しく提起された問題でこれまで対応が遅れていた問題を中心に、以下の5テーマにおける重点的な推進を目指している。

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

テーマ3 資源循環型社会の構築

テーマ4 低炭素社会の構築

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

それぞれのテーマの下に2項目程度の「施策の柱」をおき、その着実な推進のため、「施策の柱」ごとに目標(数値化が困難な場合は取り組みの有無など)をたてている。さらにテーマごとに取り組むべき具体的な重点施策、及びそれに次ぐ補完的施策を挙げている。なお、この目標は見直しながら進めるとしており、設定直後の平成24年(2012年)の環境審議会にてその妥当性と評価を行ったが、毎年目標の妥当性を評価するのは適当でないとして、茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)が5年を経過した中間時点にあたる平成27年(2015年)に、その時の現状との整合性の視点から再評価と一部の変更が行われた。さらに、平成28年度、30年度には関連個別計画の策定に合わせた目標の一部変更も行われている。ここでは平成27年度(2015年度)以降に改訂された目標にもとづいて重点施策レベルの実施状況の評価を行う。

2. 平成30年度(2018年度)における重点施策の進捗状況評価の概要

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)に掲げた重点施策に対する評価の目安を表1に、またテーマごとの評価結果の分布を表2に示す。

表1 重点施策に対する評価の内容

評価	評価の内容	評価	評価の内容
A	極めて順調に進んでいる	D	あまり進んでいない
B	概ね順調に進んでいる	E	今後、積極的な取り組みが必要
C	ある程度進んでいる	—	取り組みなし

表2 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に掲げた重点施策全課題の平成30年度内における進捗状況の評価結果の総括表（複数の重点施策をまとめて評価した場合は1件と数えている。評価の中央値を下線で示す）

テーマ		テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	テーマ3 資源循環型社会の構築	テーマ4 低炭素社会の構築	テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	全テーマ
評価と項目							
A	極めて順調に進んでいる	0	0	0	0	0	0
B	概ね順調に進んでいる	2	0	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	13
C	ある程度進んでいる	<u>5</u>	<u>3</u>	2	1	1	<u>12</u>
D	あまり進んでいない	4	0	0	0	0	4
E	今後、積極的な取り組みが必要	0	0	0	0	0	0

表2より、全体的に見てある程度順調に進行しているが、一部にあまり進んでいない重点施策がみられる。

3. おおむね順調に進んでいる重点施策

環境審議会の評価がB「概ね順調に進んでいる」以上であった重点施策について以下に述べる。

テーマ1「特に重要度の高い自然環境の保全」では、個別のコア地域の中で良好に運用されているものとして茅ヶ崎里山公園である柳谷が高く評価された（重点施策10・11）。このコア地域では行政と市民団体との協働が良好な状況にある。また農業支援による農地の多面的な生態系機能の維持と向上に関して、市民による耕作への参加が行われていることが評価された（重点施策14・15）。

テーマ3「資源循環型社会の構築」においては、リフューズ（重点施策21）、リデュース（重点施策22）、リサイクル（重点施策24）に関する施策（4Rのうちでリユースを除く3施策）において、啓発や取り組みなどのやるべきことをしっかり行っていると評価された。また地産地消の推進においても学校給食での地場産食材の利用などのさまざまな取り組みが行われていた点が評価された（重点施策25）。

テーマ4「低炭素社会の構築」では、情報発信・啓発（重点施策27）、市事業による省エネ機器などの導入（重点施策29）、乗合交通や徒歩・自転車利用の促進（重点施策30・31）の、家庭・

事業者による省エネ機器の導入支援を除く施策が評価された。

テーマ 5「計画を確実に進めていくための人づくり」では、庁内や市民・事業者の意識向上と人材育成（重点施策 32・33・34）や、地域や学校における取り組みの支援（重点施策 36・37）ではおおむね順調に進んでいると評価された。

4. あまり進んでいない重点施策

環境審議会の評価がD「あまり進んでいない」と評価された施策も存在した。

テーマ 1「特に重要度の高い自然環境の保全」における個別のコア地域の評価の中で、清水谷（重点施策 3・4）と平太夫新田（重点施策 5・6）において、周辺住民などの理解と協力を得ることが課題である。長谷と行谷では開発行為が予定あるいは進行中であり予断を許さない状況である（重点施策 8・9）。希少性の高い植物の移植は望ましいものではなく最終手段であるとの認識が必要である。

5. 進捗状況評価の手法について

環境審議会による評価は、市職員が委員とならない外部評価であり、市により作成された評価書「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(令和元年度版)」に対して評価を行った。ただし客観的なデータが存在する場合以外は、環境審議会委員にも市内の状況に対する具体的な知識にもとづく議論が要求される。このため本年度からは実際に活動している市民団体や事業者への取り組みや市内の状況に関するアンケートが進捗状況報告書に収録されたが、市とは異なる視点からの情報もあり多面的な見方が可能になるため、環境審議会による評価にとっては有益であった。

かつては進捗状況評価の過程で、多くの担当課が環境審議会において直接説明を行うことも多かったが、現在は、担当課の負担もあり、限られた課による説明に留まっている。環境を扱う部門は行政組織のなかで多様な担当課に分散配置され、一つの課題に対して全庁的に取り組む体制が必要であることから、短時間であっても複数の関係担当課と環境審議会委員が一つの問題について議論することが望まれる。それは単なる評価作業を超え、担当課間の協働のためのしくみの一つとしても機能し得る可能性がある。

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(令和元年度版)」における
重点施策の進捗状況に対する環境審議会評価一覧

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(市による評価・担当課)		評価	コメント
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	1	コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施	C	<p>良かったこと・評価できるところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五つのコア地域については、保全管理計画が作成され、ある程度推進されている。 <p>課題・今後検討すべきところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全管理活動が、保全管理計画に沿って行われているのかまでは確認できない。また、開発行為が行われる場合に保全管理活動がどうなるのかが課題である。計画の作成だけでなく、その後を見据えて柔軟に対応できるような実施体制が望まれる。 ・評価において、「詳細は～参照」となっており、取り組みの全ての資料を読まないと実施内容が見えてこないため、重点施策①としての評価が難しい。計画同士のつながりが見えるとよい。
			C 景観みどり課、公園緑地課		<p>良かったこと・評価できるところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の交付金やふるさと納税のしくみなど、新たに組み込んでいる。 ・一定程度、寄附を集めたと思われる。 <p>課題・今後検討すべきところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑のまちづくり基金の運用ルール作りに関して、ガイドライン策定は見送りとなり、基金の運用開始には至らなかった。森林環境譲与税基金設立との関連性の明確化とガイドライン策定が急がれる。 ・継続的な財源の一つに、民間企業からの寄附を見込んでいるが、新たな事業者による寄附が確保できていない。ホームページ等の広報活動や周知の仕方に工夫が必要である。 ・国や県のガイドライン策定に依存している、自主的なガイドラインの策定は難しいのではないか。 ・緑地保全にかかるコストは、継続的なものであるため、財源として安定的に確保できる状態が大切である。財政担保システムにどのくらい頼るか、どのように活用するかという位置づけを検討する必要がある。
		2	財政担保システムの確立	C 景観みどり課	<p>良かったこと・評価できるところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険木・倒木・枯損木等の安全管理面の対応が行われている。 ・市民団体と連携して保全活動が実施されている。 ・水田等の活用による生物多様性の向上について取り組みが行われている。 <p>課題・今後検討すべきところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水の流入の問題、小出小学校第二学校用地の活用が課題のままである。 ・清水谷周辺を含めた自然環境の保全は、農地の保全と密接な関わりがあるので、計画の推進のためには、農政部門も含めた連携の仕組みが必要である。
		3 4	<p>周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】</p> <p>清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】</p>	C	景観みどり課、公園緑地課、下水道河川建設課、教育政策課、青少年課

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価					
		(市による評価・担当課)		評価	コメント				
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の 保全管理体制、財政担保システムの確立	5 ・ 6	現存する水害防備保安林及び移植樹林の保全管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】	D	良かったこと・評価できるところ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体と連携した保全管理を実施している。 ・関係機関・団体との情報共有が図られている。 			
					課題・今後検討すべきところ		<ul style="list-style-type: none"> ・築堤工事に関しては、自然環境の変化や近隣住民との関係、工事による影響について継続的な注意が必要である。 ・保全管理のルール、システムの確立、地域の人たちとの連携による管理体制の確立が不十分である。多数の関係者が関わることから、平太夫新田全体の保全管理計画を早急に明示することが求められる。地域や上流域との連携や理解促進が必要である。 		
					C	広域事業政策課、環境政策課、 景観みどり課	良かったこと・評価できるところ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民有志との連携ができています。 	
							課題・今後検討すべきところ		<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市との連携が不十分である。連携の仕方を改める必要がある。 ・市民や事業者との連携を強化する必要がある。
					7	湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三区】	C	良かったこと・評価できるところ	<ul style="list-style-type: none"> ・希少性の高い植物の移植が行われ、活着が確認されている。 ・緑地保全に関する協定が結ばれた。 ・市民の参加等を得て保全に向けての取り組みは一定程度進められた。
								課題・今後検討すべきところ	
		8	土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等)を要望していきます。【長谷】	D	良かったこと・評価できるところ	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区候補地と位置付け、水田の保全を推進している。 			
					課題・今後検討すべきところ		<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為が決定しており、それによる影響や工事後の状況が不明なため、評価が困難である。現時点では、近隣理立地の状況や公共事業の関係で自然環境がよくない方向に変化しているようであり、留意が必要である。 ・開発行為が進められていく中でも、保全の方法を工夫し、長期的な視点での改善策を検討する必要がある。 ・本地域での自然環境の保全策に関しては、関係者との連携を要することから、手順・経過の分析を行い、今後活かすことが重要である。 ・みどりの保全条例を活用し、予算を増やして取り組みを加速する必要がある。 		
		9	生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】	C	良かったこと・評価できるところ	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区候補地と位置付け、水田の保全を推進している。 			
					課題・今後検討すべきところ		<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為が決定しており、それによる影響や工事後の状況が不明なため、評価が困難である。現時点では、近隣理立地の状況や公共事業の関係で自然環境がよくない方向に変化しているようであり、留意が必要である。 ・開発行為が進められていく中でも、保全の方法を工夫し、長期的な視点での改善策を検討する必要がある。 ・本地域での自然環境の保全策に関しては、関係者との連携を要することから、手順・経過の分析を行い、今後活かすことが重要である。 ・みどりの保全条例を活用し、予算を増やして取り組みを加速する必要がある。 		
				C	広域事業政策課、農業水産課、 景観みどり課 、下水道河川建設課	良かったこと・評価できるところ	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区候補地と位置付け、水田の保全を推進している。 		
						課題・今後検討すべきところ		<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為が決定しており、それによる影響や工事後の状況が不明なため、評価が困難である。現時点では、近隣理立地の状況や公共事業の関係で自然環境がよくない方向に変化しているようであり、留意が必要である。 ・開発行為が進められていく中でも、保全の方法を工夫し、長期的な視点での改善策を検討する必要がある。 ・本地域での自然環境の保全策に関しては、関係者との連携を要することから、手順・経過の分析を行い、今後活かすことが重要である。 ・みどりの保全条例を活用し、予算を増やして取り組みを加速する必要がある。 	

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(市による評価・担当課)		評価	コメント
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立	10・11	<p>県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】</p> <p>家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】</p>	B	<p>良かったこと・評価できるところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県との連携及び市民団体との協働がよく推進され、成果があがっている。 ・里山公園内の保管理活動が関係団体と協力して継続されている。 ・公園管理者である神奈川県公園協会と市、市民との連携があり、ある程度保全が進められている。 ・自然を保全する上で、ある程度の面積を確保することも大事である。柳谷はコア地域の中でも面積が大きく、広さを活かした保全の取り組みを検討すべきである。
					<p>課題・今後検討すべきところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺域の樹林管理や道路整備についての調整に留意が必要である。 ・多様な関係者や背景の変化に対応して取り組み内容を変更できる、柔軟な保管理計画が望まれる。
		C	広域事業政策課、環境政策課、衛生課、景観みどり課	<p>良かったこと・評価できるところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸の浸食は、河川の上流域の護岸に支配されているものであり、砂浜の減少を防止することは難しい。できることが限られている中で取り組みが行われている。 	
		12	<p>海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】</p>	C	<p>課題・今後検討すべきところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部利用者が多いため、保全の方法について検討する必要がある。
			C	農業水産課、景観みどり課、公園緑地課	
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	13	<p>コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生</p>	C	<p>良かったこと・評価できるところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜面林の倒木処理や保存樹林の助成・再生に効果がみられる。 ・ビーチクリーンの開催に合わせた外来種を除去するイベントの開催や、街路樹の植栽管理などを実施した。 ・生け垣の築造への助成を行った。
					<p>課題・今後検討すべきところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一体的な保全」がどのようなものか具体的に明示されていない。全体的な目指すべき目標があるとよい。 ・市民感覚としてみどりが減っていると感じる。 ・コア地域で活動する団体のネットワーク化や、様々な形で、より広く、多くの市民等の関わりを生み出す仕組みづくりが必要である。また、行政内部の連携に関する仕組みを構築する必要がある。
				14・15	<p>農業支援による農地の保全・再生</p> <p>耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮</p>
			B	農業水産課	<p>課題・今後検討すべきところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮を掲げているものの、具体策が示されていない。 ・生物多様性に関する土地所有者の理解を進める必要がある。 ・耕作放棄地を活用できるような地産地消の推進や、農協や漁協との連携について工夫の余地がある。

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(市による評価・担当課)		評価	コメント
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	16 ・ 17	自然環境の保全に向けた条例の制定 保全すべき地域の指定	C	良かったこと・評価できるところ ・茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例に自然環境保全を位置づけた。 ・条例等の適切な運用や新たな指定の準備などを進めている。
					課題・今後検討すべきところ ・茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例を今後有効な条例として活用していくことが望まれる。条例等のより一層の厳格な運用や具体的な指定が期待される。 ・制度の運用だけでなく、なぜ重要なのか、なぜ保全地区として指定したのかを市民に周知して理解してもらうことが重要である。条例の周知に関する取り組みと事業費が貧弱であり、より多くの市民に計画を周知できるような工夫をするべきである。 ・開発行為において、自然環境の保全を具体的に担保する方法を検討する必要がある。
		B	環境政策課、景観みどり課	C	良かったこと・評価できるところ ・自然環境庁内会議を継続して開催し、定期的に情報交換・情報共有の場が設けられている。 ・みどりの基本計画の推進に大きく寄与したように思われる。
		C	景観みどり課		課題・今後検討すべきところ ・単なる情報交換ではなく、自然環境の保全を具体的に担保するための内容のある会議が必要である。
2.2 生物多様性の保全方針の策定	19 ・ 20	生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 ・生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成	C	良かったこと・評価できるところ ・「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」を策定し、取り組みを開始している。 ・自然環境評価調査が継続的に実施されている。 ・自然環境評価調査の発表会や自然環境評価調査委員養成講座を開催した。	
				B	景観みどり課
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	21	リフューズ(要らないものを買わない・断る)	B	良かったこと・評価できるところ ・リフューズの発信を地道に努力しているのは評価できる。こうしたごみ削減につながる啓発活動は重要なので、社会情勢の変化を見極めつつ、今後も続けてほしい。
		B	資源循環課		課題・今後検討すべきところ ・リフューズの必要性、リフューズの成果を紹介する必要がある。また、浸透に向けて、アピールの仕方は変えたほうが良い。 ・「いらぬものを断る」のは重要であり、レジ袋削減にとどまらず、さまざまな広報媒体でこの行動を紹介する必要がある。

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価		
		(市による評価・担当課)		評価	コメント	
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	22	リデュース(ごみの排出を抑制する)	B	良かったこと・評価できるところ	
					<ul style="list-style-type: none"> ・広報など、やるべきことを設定し、そのしっかりとした取り組みに加え、さまざまな啓発を行っている。 ・多岐にわたる取り組みが具体的であり、継続的に実施されている。 	
		B	資源循環課	課題・今後検討すべきところ		
						<ul style="list-style-type: none"> ・給食残渣の資源化、その費用対効果といった情報を公開してもよいと思う。また、リデュースにむけた取り組みの全体的な見直しが必要である。 ・啓発活動の結果が見えてこないのも課題である。今後、家庭ごみ有料化等の新しい施策を導入するなら、市民への負担や、費用対効果をしっかりと説明する必要がある。
	23	リユース(繰り返し使う)	C	良かったこと・評価できるところ		
				<ul style="list-style-type: none"> ・環境フェアや春の市民まつり、なんでも夜市、市民ふれあいまつり、レインボーフェスティバル等、各種イベントでリサイクル家具の展示を実施したり、出前講座等での環境教育や情報発信ができています。啓発活動もしっかり行われている。 		
				課題・今後検討すべきところ		
					<ul style="list-style-type: none"> ・リユース施策の内容や制度、ごみ減量・リサイクル推進店認定店舗の情報が、きちんと市民に伝わっているか、情報発信の方法を検討する必要がある。また、時代の流れや市場に連動した情報発信が必要である。 市のリサイクル率を上げることを目標にしているが、実際はフリマアプリ等の普及により、市への持ち込みが減っているとも考えられる。ごみを減らすことが最終目的であるので、リサイクル率にこだわりすぎないことも大切ではないか。 	
24	リサイクル(資源として再生利用する)	B	良かったこと・評価できるところ			
			<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な資源ごみに加えて、剪定枝やインカートリッジについても対応し、手段や啓発方法の検討も含めしっかりとした取り組みを行っている。 ・リサイクルの推進に向けて、やるべきことをきちんと継続してやっている。 			
				課題・今後検討すべきところ		
					<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル率が横ばいという結果から、施策単体としてはこの改善につながるよう、プラスチックのごみ出し方法について検討する必要がある。 ・ただし、ごみ減量が目的ゆえ、リサイクル率だけにこだわるのではなく、減量という全体目標を達成する仕組みも検討してほしい。そのためにも、施策の費用対効果について整理し、明示する必要がある。 ・また、剪定枝の資源化後の利用方法は、早めの確立を目指してほしい。 	
3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	25	B	良かったこと・評価できるところ			
			<ul style="list-style-type: none"> ・啓発を中心にさまざまな取り組みを実施しており、その努力が続けられている。 ・保育園給食や学校給食に地場産食材を使用したメニューの提供をしており、また、「給食だより」等でPRを行っているのも、広く市民に知らせる取り組みとして重要である。 			
				課題・今後検討すべきところ		
					<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消のメリットや、環境面への効果を周知するのが重要であり、茅ヶ崎らしい取り組みとしてさらにPRする必要がある。 ・教育分野との連携にとどまらず、アピール先(病院、福祉・高齢者施設、保護者対象など)についてもいっそうの工夫が必要といえる。 	

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(市による評価・担当課)		評価	コメント
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	26	環境に配慮した農業の普及促進	C	良かったこと・評価できるところ
					<ul style="list-style-type: none"> ・循環型農業の学習機会を小学校に提供したり、環境保全型農業の直接支援事業に関する資料を配布したりする等の、地道な取り組みができています。 ・身近に「農」があるまちづくりの意義も検討され、本施策が展開されているのも、環境活動とまちの将来像が重なる意味で良い取り組みと言える。
			C 農業水産課		課題・今後検討すべきところ
					<ul style="list-style-type: none"> ・本施策については、エコファーマーのメリットをもっとPRする必要がある。 ・ただし、農業と環境との連動については、今後、どのような関連付けが可能か、慎重に検討する必要がある。これにより、庁内連携、取り組みのあり方などを含む次の展開を構想すべきである。
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	27	情報発信・啓発活動の推進	B	良かったこと・評価できるところ
					<ul style="list-style-type: none"> ・エコファミリーの登録世帯数がわずかずつではあるものの増加している。また、これにむけて、多岐にわたる啓発活動を行っていることは十分に評価できる。 施策目標にたいし(啓発だけで十分かは問わないものとすれば)、自治体の事業(やるべきこと)がおおよそ網羅され、実践されている点が良い。
		B 環境政策課	課題・今後検討すべきところ	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組みそのものは良いが、もっとエコネットを活用し、環境に関心のない層にも関心を持ってもらえるよう、工夫をしながら啓発を行う必要がある。また、CO₂排出量が増加している現状について、市民にさらに知ってもらう必要がある。 ・啓発や情報発信が、その後、どのような個人の行動を誘発し、どのような対策につなげたいか、想定を明示することが今後の改善と考えられる。 ・より具体的には、市の職員の登録をうながすべきではないか。 	
		28	家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援	C	良かったこと・評価できるところ
					<ul style="list-style-type: none"> ・商店会街路灯LED化の促進をはかっている。これは、省エネ化とともに、道路の安全にもつながり、公共政策の一面として良い結果といえる。 ・こうした茅ヶ崎市の努力を多としたい。これからも、持続的に支援を展開しながら、茅ヶ崎市としての望ましい支援体制を確立してほしい。
			B 産業振興課、環境政策課		課題・今後検討すべきところ
					<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ機器の導入には費用がかかるので、今後の普及には難しさが残る。金銭的な支援とは別の支援策の検討を急いでほしい。 ・普及経過を勘案すると、太陽光発電設備の修理・保守費用への支援・補助も検討する必要がある。 ・総合的には、従来策を延長するだけでは限界がある。どのようにこの取り組みを続けるか、その答えを提示すべき時期といえる。

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(市による評価・担当課)		評価	コメント
テーマ4 低炭素 社会の 構築	4.1 「茅ヶ崎市 地球温暖化 対策実行計 画」の推進	29	市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入		B 良かったこと・評価できるところ ・財政状況が厳しき折、取り組みを継続し、公共施設のLED化や熱の効率利用に努力している。また、自治体としての省エネ・新エネの活用ができており、高効率機器の導入にも取り組んでいる。 ・これら成果が環境面からきちんと評価され、今後のデータ蓄積により成果として明示されることを望む。 課題・今後検討すべきところ ・財政状況が厳しいからこそ、機器・備品等の導入・購入にも限界があり、これに頼るだけでは温暖化防止の目標達成にも行き詰まりが生じる。これから、目標にむけてどう柔軟に対応していくかを検討してほしい。 ・すでに、環境事業センターの焼却効率を改善したようなので、さらに発電効率を高める方法を検討してはどうか。
			B	安全対策課、環境政策課、環境事業センター、教育施設課	
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	30	乗合交通の利便性の向上		B 良かったこと・評価できるところ ・乗合交通機関を利用しやすい環境づくりに取り組んでいる。利用促進策であるルート、本数、バス停の検討は評価できる。 ・乗合交通は、環境面に加え、暮らしやすさの提供や、高齢化に対応したまちづくりにもつながるため、大切な取り組みといえる。 課題・今後検討すべきところ ・温暖化防止と乗合交通の利便性をどのようにつなぎ評価するか、いっそうの工夫が必要である。時代とともに変化する乗合交通の意味を検討しつつ、その結果を施策につなげる循環的な発想が望まれる。 ・環境面をアピールするなら、乗合交通と自家用車の比較など、多面的な温暖化防止効果の資料が必要である。もう一方で、燃料電池バスの導入など、アピール効果を期待した、思い切った展開も検討すべきかもしれない。 ・都市と生活と環境という話題をつなぐ施策ゆえ、縦割りではなく連携して事業を行う必要がある。
B	都市政策課				
		31	徒歩・自転車利用の促進		B 良かったこと・評価できるところ ・本施策に関するさらなる取り組みや努力は、継続的に期待するところである。 ・自転車利用の促進のために道路改良工事や、自転車走行区間の整備など、ハード面の整備については評価できる。また、工夫の余地はあるものの、マナー啓発などのソフト面の取り組みも行われていることから、総合的に見て、良い取り組みが行われている。 課題・今後検討すべきところ ・環境面から自転車を推進するのは、直感的に理解できる。それならば、マナー啓発や、警察等と協力による取り締まり方法の改善は、本施策のもう一つの努力目標といえる。関係組織との協力がいっそう望まれる。 ・努力が実り、自転車利用者がふえるならば、事故発生可能性も高まる。今後、ますます市民の自転車ルールの徹底とマナー改善を目指す必要がある。
			B	施設再編整備課、安全対策課、都市政策課、道路管理課、道路建設課	

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(市による評価・担当課)		評価	コメント
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	32 ・ 33	庁内の環境意識の向上 庁内における人材育成	B	良かったこと・評価できるところ <ul style="list-style-type: none"> ・庁内の研修会、報告会を開催し、関係職員の情報交換・情報共有等を図っている。特に温暖化対策にも直結するC-EMSを活用し、これが適切かつ効果的に運用されている。この取り組みが庁内で熱心に行われており、大いに評価できる。 ・各種表彰制度の実施とその継続は、庁内の環境啓発・人材育成に繋がっていて、望ましい。 ・外部への職員派遣は有意義である。
					課題・今後検討すべきところ <ul style="list-style-type: none"> ・外部監査での改善事項の改善に努める。 ・生物多様性に関しては、各行政部局の施策との具体的な擦り合わせについてさらに意識・理解を深めることが肝要である。また、庁内研修に限らず、外部(県や全国)の会議・研修にも参加していくことも重要であり、そのための予算も増やすべきである。 ・職員の意識向上が具体的な行政効果に結びついているか、という評価も必要である。人を育てることと、各種の取り組みとの連動が、明確になっていない印象である。 ・市をあげて環境に取り組む姿勢を市民に示すためにも、職員はちがさきエコネットに登録することが望ましい。 ・知識だけでなく、業務における実体験・経験に基づく動機づけも重要である。
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成・活動の支援	34	意識啓発・人材育成	B	良かったこと・評価できるところ <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信、意識啓発、講座等の開催、学習機会の創出等を、さまざまな場面、機会を捉えて継続的に行っている。本施策は、情報発信を続けることが肝要であるため、自治体として地道に取り組み続けている点を評価したい。多様なメディアを用いた情報発信、情報提供の実践は、誰もが入手できる情報となるため、今後も期待する。 ・エコネットの登録者が増加している(ただし、微増である点は残念)のも努力の成果と言える。
					課題・今後検討すべきところ <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画の推進には、より多くの市民の理解と協力が不可欠であることから、市民の意識啓発や人材育成が重要である。能動的な意識啓発に繋げていくことが望ましい。 ・市民に向けてよりわかりやすく情報発信するために、内容や発信の仕方等に工夫が必要である。高齢者は紙媒体、若者はインターネットと、世代によって情報の収集源が異なるため、効果的な情報発信についてさらに工夫する必要がある。
				B	環境政策課、資源循環課、景観みどり課、社会教育課

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(市による評価・担当課)		評価	コメント
テーマ5 計画を 確実に 進めて いくた めの人 づくり	5.2 市民・事業 者の環境意 識啓発・人 材育成・活 動の支援	35	現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	C	<p>良かったこと・評価できるところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸・公道、公園等の公共的な場所の環境美化、資源物回収や、市民活動団体や事業者に対して、さまざまな補助制度や支援を、効果的に継続性を保ちながら実施している。 ・情報の提供を、継続して、積極的に行っているのは意味がある。加えて、市民活動団体や事業者等が行うさまざまな取り組みに対して、補助・支援が続けられている。これら自治体からの支援は、市民活動にとって有効である。 <p>課題・今後検討すべきところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体のニーズの把握や情報交換のできる仕組みづくりや、団体間の調整・総合化に関する行政の支援が必要ではないか。また、環境関連団体へのげんき基金の活用など、既存の制度を効果的に活用できるような工夫も重要である。 ・市民などによる環境学習会への講師派遣事業は、活動実績がなかったのは残念である。市民に活用してもらうため、PR方法を工夫してほしい。講師派遣制度等の活動支援の充実を図る工夫や地域活性化と結びついた活動の工夫も必要である。 ・環境政策の推進のためには、環境部局だけでなく、それ以外の部局とも連携して、より広範な市民の協力を得ていく必要がある。 ・昨今の市民団体の構成員の高齢化に関しては、注視し続ける必要がある。 ・海岸のごみ箱の設置とごみの持ち帰りの徹底、海洋プラスチックや漂着物の清掃など、海岸保全のあり方に統一感をもって臨んでほしい。
			B		環境政策課、環境保全課、資源循環課、景観みどり課
5.3 学校におけ る環境教育 の充実	36 ・ 37	36 ・ 37	地域と連携した環境教育 学校における取り組みの支援	B	<p>良かったこと・評価できるところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する情報発信を継続的に行っている。 ・学校への情報提供や出前授業が継続的に行われているのはたいへん良い。自治体の積極的な取り組みにより、子どもたちがよく考え、適切に行動するようになり、さらには大人にも伝わるという連鎖がみられ、施策として望ましい展開と言える。 ・スクールエコアクション発表会は小中学生の環境への関心の向上に繋がっており、評価できる。 <p>課題・今後検討すべきところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校への出前講座のさらなる推進。ある事例を他校にも紹介したり、各地域の環境学習実践とうまく連携できるよう、総合的な視野から実施方法の検討を続ける必要がある。 ・環境政策の推進のためには、環境関係部局と地域や学校の担当課等の部局との連携が重要である。 ・スクールエコアクションの取り組みは望ましいが、教職員の負担にならないよう、取り組み内容について今後も協議と検討を続ける必要がある。 ・学校に関連する取り組みに比べ、地域との連携した活動が少ないように見受けられる。地域との連携した活動の充実にもぜひ取り組んでほしい。
			B		環境政策課、環境保全課、資源循環課、景観みどり課

重点施策の進捗状況に対する評価の推移

評価基準：A＝極めて順調に進んでいる B＝概ね順調に進んでいる C＝ある程度進んでいる
D＝あまり進んでいない E＝今後、積極的な取り組みが必要

テーマ	施策の柱	重点施策	市による評価				環境審議会による評価					
			担当課	H27 評価 (中間)	H30 評価	R元 評価	H27 評価 (中間)	H30 評価	R元 評価	前年度 との 比較	市評価 との 比較	
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	1	コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施	景観みどり課・公園緑地課	D	C	C	D	C	C	⇒	同
		2	財政担保システムの確立	景観みどり課	D	C	C	D	C	C	⇒	同
		3	周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】	景観みどり課・公園緑地課・下水道河川建設課・教育政策課・青少年課	B	C	C	C	C	D	⇩	低
			4		清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】							
		5	現存する水害防備保安林及び移植樹林の保全管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】	広域事業政策課・環境政策課・景観みどり課	D	C	C	D	C	D	⇩	低
		6	地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】									
		7	湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三図】	景観みどり課	C	B	B	C	B	C	⇩	低
		8	土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等)を要望していきます。【長谷】	景観みどり課	D	C	D	D	C	D	⇩	同
		9	生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】	広域事業政策課・農業水産課・景観みどり課・下水道河川建設課	E	C	C	E	D	D	⇒	低
		10	県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】	広域事業政策課・環境政策課・衛生課・景観みどり課	C	C	C	C	C	B	⇧	高
	11	家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】										
	12	海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】	農業水産課・景観みどり課・公園緑地課	C	C	C	C	C	C	⇒	同	
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	13	コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生	農業水産課・景観みどり課・公園緑地課・下水道河川建設課・社会教育課	B	C	C	D	C	C	⇒	同
		14	農業支援による農地の保全・再生	農業水産課	B	B	B	B	C	B	⇧	同
		15	耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮									

テーマ	施策の柱	重点施策	市による評価				環境審議会による評価					
			担当課	H27 評価 (中間)	H30 評価	R元 評価	H27 評価 (中間)	H30 評価	R元 評価	前年度 との 比較	市評価 との 比較	
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	16	自然環境の保全に向けた条例の制定	環境政策課・景観みどり課	E	B	B	E	B	C	↓	低
		17	保全すべき地域の指定									
		18	(仮称)自然環境庁内会議の設置	景観みどり課	C	B	C	D	B	C	↓	同
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	19	生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	景観みどり課	E	C	B	E	C	C	↔	低
		20	生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成									
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	21	リフューズ(要らないものを買わない・断る)	資源循環課	B	B	B	B	B	B	↔	同
		22	リデュース(ごみの排出を抑制する)	資源循環課	B	B	B	B	C	B	↑	同
		23	リユース(繰り返し使う)	市民相談課・環境政策課・資源循環課	C	C	C	C	C	C	↔	同
		24	リサイクル(資源として再生利用する)	環境政策課・資源循環課	B	B	B	B	C	B	↑	同
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	25	地産地消の推進	農業水産課・保育課・学務課	A	B	B	B	B	B	↔	同
		26	環境に配慮した農業の普及促進	農業水産課	C	C	C	C	C	C	↔	同
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	27	情報発信・啓発活動の推進	環境政策課	B	B	B	B	B	B	↔	同
		28	家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援	産業振興課・環境政策課	B	B	B	B	B	C	↓	低
		29	市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	安全対策課・環境政策課・環境事業センター・教育施設課	B	A	B	B	A	B	↓	同
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	30	乗合交通の利便性向上	都市政策課	B	B	B	B	B	B	↔	同
		31	徒歩・自転車利用の促進	施設再編整備課・安全対策課・都市政策課・道路管理課・道路建設課	B	B	B	B	B	B	↔	同
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	32	庁内の環境意識の向上	職員課・環境政策課・景観みどり課	B	B	B	C	B	B	↔	同
		33	庁内における人材育成									
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	34	意識啓発・人材育成	環境政策課・資源循環課・景観みどり課・社会教育課	B	B	B	C	B	B	↔	同
		35	現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	環境政策課・環境保全課・資源循環課・景観みどり課	C	C	B	C	C	C	↔	低
	5.3 学校における環境教育の充実	36	地域と連携した環境教育	環境政策課・環境保全課・資源循環課・景観みどり	B	B	B	B	B	B	↔	同
		37	学校における取り組みの支援									

Ⅲ. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(令和元年度版)に対する 市民意見及び市の考え方

令和元年6月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(令和元年度版)」について、元年6月28日(金)から7月16日(火)の19日間にわたり、市民の皆様の御意見を募集いたしました。その結果、4名の方より14件の御意見をいただきました。ここでは、いただいた御意見とそれに対する市の考え方をお示ししています。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(令和元年度版)に対する市民意見及び市の考え方

- 募集期間 令和元年6月28日(金)～7月16日(火)
- 意見提出者数 4人
- 意見の件数 14件
- 内容別の意見件数

項目	件数
①目標及び重点施策に関する御意見	5
(テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全)	(2)
(テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり)	(0)
(テーマ3 資源循環型社会の構築)	(0)
(テーマ4 低炭素社会の構築)	(3)
(テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり)	(0)
②報告書全般に関する御意見	9
合計	14

①目標及び重点施策に関する御意見				
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全				
施策の柱1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立				
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
1	12～32	目標1、2 重点施策 1～12	<p>「報告書」全体に係わってしまう事柄ですが、スタート時点(平成18年)で“重要度の高いコア”を選定する際、湘南海岸におけるカテゴリ「海岸」と異なる柳島が選ばれているために、茅ヶ崎海岸における真に必要な対策がおろそかなまま現在に至ってしまいました。今後は「海岸カテゴリ」合ったエリアに是正していただきたい。</p>	<p>茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、平成15年度から17年度に実施した「茅ヶ崎市自然環境評価調査」において特に重要な地域として挙げた清水谷、平太夫新田、赤羽根十三図、長谷、行谷、柳谷及び柳島の7地域を生物多様性の保全、生態系ネットワークの核(コア)となる「コア地域」としています。</p> <p>平成31年3月に策定した「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」では、計画の基本方針のなかに「海岸のみどりの保全・再生」を挙げ、海岸地域の基本方針では、海岸線全体を河川・海岸の生態系ネットワークと位置付けています。</p> <p>現在策定中の次期環境基本計画においては、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」との整合を図りながら、海岸のみどりの保全・再生について位置付けを行うことを検討します。</p>

施策の柱1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生				
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
2	35	重点施策13	「海岸とみどりの保全と再生」につきまして。この項目における具体的活動は、当団体の費用でおこないません。【予算額5,165,000円並びに決算額498,300円】は受け取ってませんので、誤解を招く恐れがあり、“不適切な記述”と思いますので善処していただきたい。	「■平成30年度の取り組み」表中の「第4次実施計画事業名及び平成30年度事業費」については、欄外に「※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので『具体的な取り組み内容』個別の事業費を示すものではありません。」と注釈を記載していますが、ページ構成上、注釈が記載されない箇所がありました。今後は、各ページに注釈を記載する等、分かりやすい表現とします。

テーマ4 低炭素社会の構築

施策の柱4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
3	60	目標14	市域のCO ₂ 排出量は平成28年度が最新だが行政の排出量は29年度も示されている(74ページ)。どうしてか。	CO ₂ 排出量については、市内の家庭や事業者分を含めた「市域」の排出量と、一法人としての「茅ヶ崎市役所」の排出量で計算方法が異なります。後者は、市役所が実際に使用したエネルギー量をベースに計算しますので、前年度の排出量が計算できることに対し、前者は、国が示す様々な統計資料を基に計算しなければならないこととされており、統計が示される時期に約1年半程度のギャップが生じてしまうため、2年前の排出量しか計算することができない状況です。
4	62	重点施策27	一般家庭においては、CO ₂ 削減の取り組みの中でも節電意識が強く、毎年実施している夏冬の「省エネコンテスト」は、その意識をさらに高めて、より多くの家庭の広める活動としてとても良いイベントだと思います。また、参加数が天候に依存してしまふこれまでのイベントに対して、チャレンジ宣言で省エネを行うイベントに改善され、より多くの方々の参加が可能になったと思います。 ただ、実施しているイベントがなかなか知れ渡っていないように思われます。事前の広報期間を長くするなど、さらにより多くの方々に参加いただけるような活動も工夫していく必要があるように思います。	省エネコンテストは「ちがさきエコネット」を活用し、月ごとの家庭のエネルギー使用を種類別また料金別に見える化することで、省エネを実感し、楽しみながら取り組んでいただくコンテストです。一方でコンテスト参加者が「エコネット登録者」に限られていることから、情報も含め限定的な取り組みとなっていることが現状です。エコネット登録者の増加に向けた啓発を進めるとともに、省エネコンテストの周知と参加者拡大に向けて取り組みます。

施策の柱4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
5	68	目標16	公共機関の利用が増えることとCO ₂ の削減は直接つながらない。マイカーの利用が減ることがその条件では？	温室効果ガスの排出抑制には、自家用車から公共交通機関へのシフトが重要であると認識しています。現行計画で指標としている、市民1人あたりの年間公共交通の利用回数については、次期環境基本計画の策定にあたり、温室効果ガスの排出削減効果をより適切に示すことができる指標に変更する必要があると考えています。

②報告書全般に関する御意見

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
6	8、9	—	p8～9の平成29年度の市評価は不要では？比較するなら外部評価と。	計画の進捗状況を示す一つの参考値として、当該年度の市評価と併せ、前年度の市評価を記載しています。 外部評価は、6月末の「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書」の発行後、茅ヶ崎市環境審議会が実施します。審議会の外部評価は例年9月末に答申として市に提出され、年度末に発行する「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)環境審議会答申への対応と次年度の施策展開」報告書で、市評価と併記して公表されます。
7	—	—	項目ごとの評価は市と外部と比較できるようにしてほしい。	
8	—	—	資料を充実して欲しい。	グラフや図表、写真等の資料を可能な限り掲載し、親しみやすく読みやすい報告書づくりを行います。
9	—	—	この報告書は一般の市民に向けても公表され、意見を募っているが、この分厚い書類をきちんと読む市民がいるのか。もう少しわかりやすく意見を集めたほうがよい。今回の意見がどのくらい集まったのか、数と内容を公表して下さい。	今回の意見募集にあたっては、4人の方から14件の御意見をいただいております。意見内容については、市ホームページ及び令和2年3月発行予定の「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)環境審議会答申への対応と次年度の施策展開(令和元年度版)」にて公表します。
10	—	—	進捗状況報告書(R元年度版)手軽に気軽に入手できなければ意見を出しにくい。	
11	—	—	パブコメの実施等を参考にしたらと思う。	「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告」については、より多くの方に手にとっていただけるよう、通常のパブリックコメントでの配架施設に加え、地域集会施設等も含めた33箇所において報告書の配架を行い、併せて意見書の提出に関するちらしの掲示を行いました。市民意見募集にあたっての説明会は実施していませんが、環境に関する市民活動団体様に対して報告書を郵送するなど、より関心の高い方々に対しては、個別の働きかけも行っております。市ホームページにおいても報告書を公開し、意見書の書式のダウンロードも可能としています。
12	—	—	もっとPR(啓発・お知らせ)しなければ意味がない。	市政モニター制度は廃止となり、再開の予定はございませんが、より多くの市民の皆様へ、「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告」を知っていただくために、前述の取り組みを実施してまいりました。今後も、様々な機会を捉え、多様な媒体や市民参加の手法を組み合わせながら、環境に関する取り組みを進めてまいります。
13	—	—	意見書を求める説明を(説明会を)。	
14	—	—	市民参加としてのモニター制度など考えてはと思う。	

(参考)

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）

目標・重点施策の見直し内容一覧

■見直しを行った目標・重点施策一覧

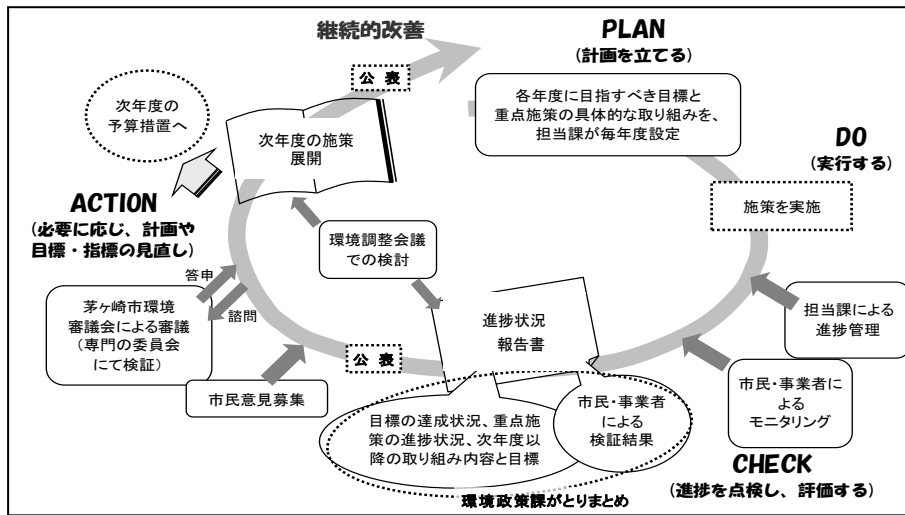
茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の進行管理においてこれまでに見直しを行った目標及び重点施策は以下のとおりです。

テーマ	施策の柱	目標/重点施策(※)	ページ
1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	目標 2	6
		重点施策①	
		重点施策②	
	重点施策③～⑫	7	
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	重点施策⑭	7
2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	目標 5	8
		目標 6	
		重点施策⑯	
		重点施策⑰	
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	重点施策⑱	9
		重点施策⑲	
		重点施策⑳	
		重点施策㉑	
3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	目標 7	10
		目標 8	
		重点施策⑲	
		重点施策⑳	
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	目標 9 (※平成 25・30 年度変更)	12
		目標 10 (※平成 30 年度変更)	
		重点施策㉒	
		重点施策㉓	
		目標 11 (※平成 24 年度変更)	13
		目標 12 (※平成 26 年度変更)	
		重点施策㉔	
		重点施策㉕	
4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	目標 14 (※平成 26・28 年度変更)	15
		目標 15	
		重点施策㉖	
		重点施策㉗	16
5 計画を進めていくための人づくり	5.3 学校における環境教育の充実	重点施策㉘	16

※特に変更年月日の記載のない項目は平成 27 年度に変更を行っています。

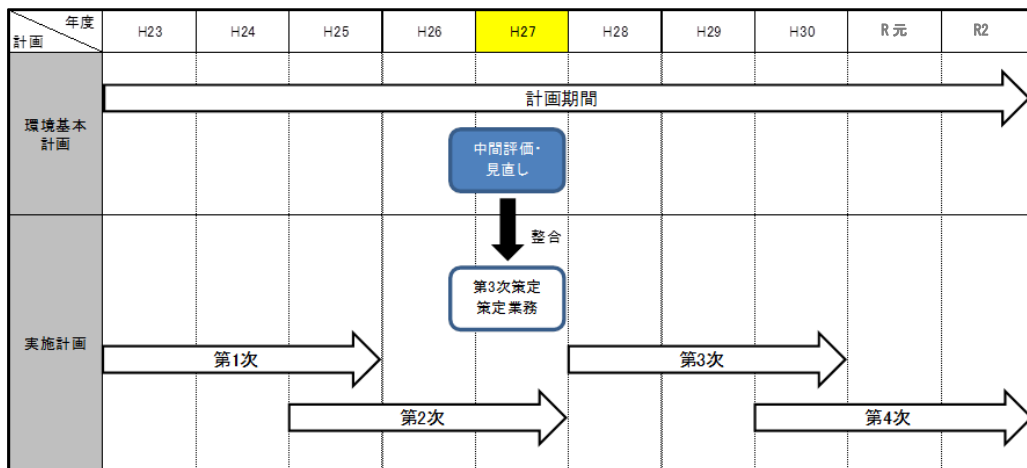
■茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)について

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」(以下、本計画という)の策定後、本計画の進行管理方法(下図)に基づき、本市が目指すべき環境の将来像の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。担当課の取り組みや、環境審議会による外部評価の結果等により、目標については、必要な変更を加えながら進行管理を行っています。また、重点施策については毎年度検証を行い、必要な軌道修正と次年度予算への反映を図っています。



■茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の中間見直しと本冊子について

本計画は、策定後5年程度を目途に、施策の状況や市内の環境の変化、社会情勢の変化等に応じて必要な修正を行うこととしておりました。そこで、平成27年度に施策の進捗状況や環境審議会による検証結果等を踏まえ、目標と重点施策を対象として見直しを行いました。



本冊子は、これまでの本計画の進行管理や中間見直しにおいて変更した目標及び重点施策を明らかにするために作成したものであり、本計画への追録としてお示しするものです。

■現在の体系図



は見直しを行った目標・重点施策です。

テーマ	施策の柱	目 標	
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保安全管理体制、財政担保システムの確立	1 コア地域の適切な保安全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。 2 各コア地域の自然環境を保全するため、令和2年度(2020年度)までに、コア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保安全管理計画を作成します。	
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	3 緑被面積(人工草地を除く)を令和2年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します。 4 経営耕地面積を令和2年度(2020年度)時点で348haを目標とします。	
	テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	5 平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。 6 保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
		2.2 生物多様性の保全方針の策定	7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を令和2年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性の保全を推進していきます。 8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを令和2年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和2年度(2020年度)までに614gにします。 10 リサイクル率を令和2年度(2020年度)までに27.0%にします。	
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、令和2年度(2020年度)までに90店舗にします。 12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、令和2年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。 13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。	
	テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	14 市域のCO₂排出量を令和2年度(2020年度)までに約1,165千tCO₂(平成2年度(1990年度)の約80%)にします。 15 エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。
4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減		16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を令和2年度(2020年度)までに455.5回にします。	
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	17 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。	
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。	
	5.3 学校における環境教育の充実	19 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。	

重点施策

重点施策の推進を支え、補完する施策

- ① コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理計画の作成・実施
- ② 財政担保システムの確立
- ③～⑫各コア地域における施策

- 1.1(1)コア地域の保全に向けた地域指定と活動への参加の促進

- ⑬ コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生
- ⑭ 農業支援による農地の保全・再生
- ⑮ 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮

- 1.2(1)コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化
- 1.2(2)農地の多面的機能を考慮した保全・再生と農業の促進
- 1.2(3)水環境の保全
- 1.2(4)歴史的・文化的遺産の保全・活用

- ⑯ 自然環境の保全に向けた条例の制定
- ⑰ 保全すべき地域の指定
- ⑱ 自然環境庁内会議の効果的な運用

- 2.1(1)自然環境に配慮した土地利用の誘導
- 2.1(2)快適で安全な住環境の確保

- ⑲ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定
- ⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成

- 2.2(1)動植物の生育・生息環境の保全
- 2.2(2)海岸の自然環境の保全

- ㉑ リフューズ(要らないものを買わない・断る)
- ㉒ リデュース(ごみの排出を抑制する)
- ㉓ リユース(繰り返し使う)
- ㉔ リサイクル(資源として再生利用する)

- 3.1(1)4Rの推進に向けた既存の取り組み等の継続
- 3.1(2)適正なごみの排出・収集・処理ときれいなまちづくり

- ㉕ 地産地消の推進
- ㉖ 環境に配慮した農業の普及促進

- 3.2(1)地域資源を活かした農水産業の推進
- 3.2(2)環境に配慮した農業の普及啓発

- ㉗ 情報発信・啓発活動の推進
- ㉘ 家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援
- ㉙ 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入

- 4.1(1)市民・事業者における取り組みの支援
- 4.1(2)市における率先的な取り組み

- ㉚ 乗合交通の利便性向上
- ㉛ 徒歩・自転車利用の促進

- 4.2(1)自動車の走行に伴う環境負荷の低減

- ㉜ 庁内の環境意識の向上
- ㉝ 庁内における人材育成

- 5.1(1)市における環境配慮の取り組みの推進

- ㉞ 意識啓発・人材育成
- ㉟ 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援

- 5.2(1)市民への情報提供や市民参加による意識啓発の推進
- 5.2(2)事業活動に伴う環境負荷の低減
- 5.2(3)環境に関する活動の支援

- ㊱ 地域と連携した環境教育
- ㊲ 学校における取り組みの支援

- 5.3(1)学校における環境教育の推進

テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱 1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

目標 **2** (※平成 27 年度より変更)

変更前	各コア地域の自然環境を保全するため、平成 25 年度(2013 年度)までに、コア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
変更後	各コア地域の自然環境を保全するため、令和 2 年度(2020 年度)までにコア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。

重点施策① コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施 (※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
変更前	①コア地域ごとの保全管理計画の作成、実施	コア地域ごとの活動組織の設置※			※3年以内に全てのコア地域で活動が進められることを目指します。						
		保全管理のための計画の作成※			計画に基づく活動の推進						
変更後	①コア地域ごとの保全管理計画の作成、実施	コア地域ごとの活動組織の設置									
		保全管理のための計画の作成			計画に基づく活動の推進						

重点施策② 財政担保システムの確立(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
変更前	②財政担保システムの確立	システムの検討		庁内及び関係主体間調整							
		財政担保システムの運用、見直し(適宜)									
変更後	②財政担保システムの確立	システムの検討									
		庁内及び関係主体間調整		財政担保システムの運用、見直し(適宜)							

重点施策③～⑫ 各コア地域における施策(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
変更前	③～⑫各コア地域における施策									
	既存の取り組みを継続					計画に基づく活動の推進(重点施策①と同様)				
変更後	③～⑫各コア地域における施策									
	既存の取り組みを継続					計画に基づく活動の推進(重点施策①と同様)				

施策の柱 1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

重点施策⑭ 農業支援による農地の保全・再生(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	・水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や農機具の共同利用等による農業支援を行います。
変更後	・水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や「農業経営基盤強化促進法」に基づく利用権設定による農地の貸し借りの推進等の農業支援を行います。

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

目標 5 (※平成 27 年度より変更)

変更前	平成 24 年度(2012 年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。
変更後	平成 29 年度(2017 年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。

目標 6 (※平成 27 年度より変更)

変更前	平成 25 年度(2013 年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
変更後	保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。

重点施策⑩ 自然環境の保全に向けた条例の制定(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
変更前										
変更後										

重点施策⑰ 保全すべき地域の指定(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
変更前	⑰保全すべき地域の指定 → 現況調査※	重点施策⑱の現況調査と同一 → 地域指定に向けた詳細検討、土地所有者及び関係者間調整								
変更後	⑰保全すべき地域の指定 → 現況調査※	重点施策⑱の現況調査と同一				→ 現況調査※	重点施策⑱の現況調査と同一			
							→ 地域指定に向けた詳細検討、土地所有者及び関係者間調整			
								→ 保全すべき地域の運用、周知		

重点施策⑱ 自然環境庁内会議の設置(※平成 27 年度より変更)

●重点施策名

変更前	自然環境庁内会議の設置
変更後	自然環境庁内会議の効果的な運用

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行うための会議体を設置します。 ・会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携できる体制を整備します。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行います。 ・会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携します。

施策の柱 2.2 生物多様性の保全方針の策定

目標 7 (※平成 27 年度より変更)

変更前	「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成 24 年度(2012 年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。
変更後	「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を令和 2 年度(2020 年度)までに策定し、市域の生物多様性の保全を推進していきます。

目標 8 (※平成 27 年度より変更)

変更前	生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成 24 年度(2012 年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
変更後	生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを令和 2 年度(2020 年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。

重点施策⑱ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 (※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
変更前										
変更後										

重点施策⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

変更前		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
	⑳生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成		→								
				→							
変更後		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
	⑳生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成										

テーマ3 資源循環型社会の構築

施策の柱 3.1 4Rの推進

目標 9 (※平成 25 年度より変更)

変更前	市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに 603g にします。
変更後	市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに 574g にします。

(※平成 30 年度より変更)

変更前	市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに 574g にします。
変更後	市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに 614g にします。

目標 10 (※平成 30 年度より変更)

変更前	リサイクル率を令和 2 年度までに 34.7%にします。
変更後	リサイクル率を令和 2 年度までに 27.0%にします。

※目標 9、10 は「茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画」と整合を図った数値としています。平成 30 年 3 月の同計画の改訂に伴い、平成 30 年度の取り組みより、目標値を変更しました。

重点施策② リデュース(ごみの排出を抑制する)(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み、また「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」における協議内容を分かりやすく周知し、行動改善を促進します。 ・ごみ処理施設の見学等をはじめ、特に子どもを対象とした学習機会の充実を図ります。 ・事業者に対して積極的に「ごみ減量・リサイクル推進店」制度への参画を呼びかけ、簡易包装やばら売りの推進を図ります。 ・必要に応じて可燃ごみの有料化の導入に向けて検討を行います。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み、また「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」における協議内容を分かりやすく周知し、行動改善を促進します。 ・ごみ処理施設の見学等をはじめ、特に子どもを対象とした学習機会の充実を図ります。 ・事業者に対して積極的に「ごみ減量・リサイクル推進店」制度への参画を呼びかけ、簡易包装やばら売りの推進を図ります。 ・必要に応じて家庭ごみの有料化の導入に向けて検討を行います。

重点施策⑳ リユース(繰り返し使う)(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品の再利用を促進するため、各種制度や取り組みの運営推進に努めます。 ・リサイクルショップやリターナブルびん取扱店、リペアショップなどの情報を市内のリサイクル推進店情報に集約し、市民・事業者に発信することで資源の有効活用とごみの減量化を図ります。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品の再利用を促進するため、各種制度や取り組みの運営推進に努めます。 ・リサイクル推進店未認定のリサイクルショップやリターナブルびん取扱店、リペアショップなどの認定を促進し、認定店舗の情報を市民・事業者に発信することで資源の有効活用とごみの減量化を図ります。

施策の柱 3.2 地域資源を活かす地産地消の推進

目標 11 (※平成 24 年度より変更)

変更前	生産者直売施設の数と登録している農業者数を、令和 2 年度(2020 年度)までに 4 施設・60 人に増やします。
変更後	地元農畜水産物を取り扱う店舗を、令和 2 年度(2020 年度)までに 90 店舗にします。

目標 12 (※平成 26 年度より変更)

変更前	学校給食における地場産農水産物の使用品目数を、令和 2 年度(2020 年度)までに 15 品目に増やします。
変更後	学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、令和 2 年度(2020 年度)まで 15 品目以上を維持します。

重点施策⑳ 地産地消の推進(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none">・学校給食における地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。・市内における地産地消の取り組みや方法等を市民や事業者幅広く紹介し、地場産農水産物・加工品の利用を促進します。・関係機関と協力し、直売所などの生産者と地域住民が交流しながら地場産農水産物・加工品を販売する場の拡充を進めます。
変更後	<ul style="list-style-type: none">・地域農業の活性化、食の安全の確保を目的に、地域で採れたもの(資源)を地域で消費する「地産地消」(循環)を推進します。・学校給食における地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。・市内における地産地消の取り組みや方法等を市民や事業者幅広く紹介し、地場産農水産物・加工品の利用を促進します。・関係機関と協力し、生産者と地域住民が交流しながら地場産農水産物・加工品を販売する場の拡充をはじめ、生産者のニーズに合った販路の拡大に対する支援を進めます。

重点施策㉑ 環境に配慮した農業の普及促進(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none">・環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供を行います。・有機栽培や減農薬栽培などに取り組む農業者への補助等を実施します。・生物の生育・生息環境の確保や水質浄化の観点から効果的とされる水田の冬期湛水について、試験的な導入を視野に検討を行います。
変更後	<ul style="list-style-type: none">・環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供を行います。・有機栽培や減農薬栽培などに取り組む農業者への補助等を実施します。

テーマ 4 低炭素社会の構築

施策の柱 4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

目標 14 (※平成 26 年度より変更)

変更前	市域の CO ₂ 排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに約 524 千 t CO ₂ (平成 20 年度(2008 年度)の約 63%)にします。 ※平成 20 年度(2008 年度)は約 849 千 t CO ₂ となっています。
変更後	市域の CO ₂ 排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに約 1,165 千 t CO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,456 千 t CO ₂)

(※平成 28 年度より変更)

変更前	市域の CO ₂ 排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに約 1,165 千 t CO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,456 千 t CO ₂)
変更後	市域の CO ₂ 排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに約 1,492 千 t CO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,866 千 t CO ₂)

※市域の CO₂排出量は毎年資源エネルギー庁が公表する「都道府県別エネルギー消費統計」を用い算出していますが、平成 26 年度の公表分から統計データの各種の精度改善措置を講じることを理由に過去に遡って平成 2 年度から平成 25 年度までのデータが修正されたことを受け、当該年度の CO₂排出量を再計算し基準値及び目標値を変更しました。

なお、今回の変更にあたって基準値に対する目標値の削減率(20%)は変更しておらず、地球温暖化対策実行計画における CO₂排出削減目標の達成に向けた各種施策の方向性についてはこれまでと変わりありません。

目標 15 (※平成 27 年度より変更)

変更前	「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から 1 世帯・1 事業所あたりの CO ₂ 排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。
変更後	エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。

重点施策⑳ 情報発信・啓発活動の推進(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・事業所における自主的かつ効果的な地球温暖化防止の取り組みを促すため、市のホームページ等を通じて、省エネや新エネルギーの利用に関する情報を定期的に発信します。 ・省エネナビなどの省エネツールの利用を継続的に普及推進します。 ・市で導入した電気自動車等を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及に向けたインフラ整備を図ります。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・事業所における自主的かつ効果的な地球温暖化防止の取り組みを促すため、市のホームページ等を通じて、省エネや新エネルギーの利用に関する情報を定期的に発信します。 ・省エネナビなどの省エネツールの利用を継続的に普及推進します。 ・市で導入した電気自動車等を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及やインフラ整備、燃料電池自動車(水素自動車)等の普及を図ります。

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱 5.3 学校における環境教育の充実

重点施策㉑ 学校における取り組みの支援(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校における環境教育の推進に向け、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)を導入・運用し学校生活での環境活動の実践と浸透のための仕組みを確立します。 ・児童や生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動内容、事業者や市の取り組みなどを紹介し、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校における環境教育の推進に向け、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)を運用し学校生活での環境活動の充実を図ります。 ・児童や生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動内容、事業者や市の取り組みなどを紹介し、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)
環境審議会答申への対応と次年度の施策展開(令和元年度版)

令和2年(2020年)3月発行
発行部数100部
発行:茅ヶ崎市
編集:環境部環境政策課

〒253-8686
茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電 話 0467(82)1111
FAX 0467(57)8388
メール kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp
ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>
携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト
QRコード

